

**里 庄 町**  
**国土強靱化地域計画**

2021（令和3）年3月

**里 庄 町**



# 目 次

<b>第1章 基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
I 基本的な方針 .....	1
II 特に配慮すべき事項 .....	4
<b>第2章 想定される災害リスク</b> .....	<b>5</b>
I 地域特性.....	5
II 想定される災害リスク.....	6
<b>第3章 脆弱性評価</b> .....	<b>10</b>
I 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） .....	10
II 脆弱性評価 .....	10
<b>第4章 国土強靱化の推進方針</b> .....	<b>12</b>
I 施策分野の設定 .....	12
II 推進方針 .....	16
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>24</b>
I 施策の重点化.....	24
II 施策の推進とPDCAサイクル.....	25
<b>【別紙1】脆弱性評価結果</b> .....	<b>26</b>
<b>【別紙2】個別事業一覧（具体的な取組）</b> .....	<b>46</b>



# 第1章 基本的な考え方

## I 基本的な方針

### (1) 計画の趣旨

わが国は、これまで阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成30年7月豪雨による災害、令和元年東日本台風による災害等の大規模自然災害を数多く経験してきた。本町でも地震災害はもとより、大型台風や集中豪雨による風水害など、災害への備えが重要な課題となっている。

これらの経験を踏まえて、まずは人命を守り、致命的な被害等を回避し、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平常時から構築しておくことが重要とされ、国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定した。その後に発生した災害教訓を踏まえ、平成30年12月に国土強靱化基本計画の見直しが行われた。

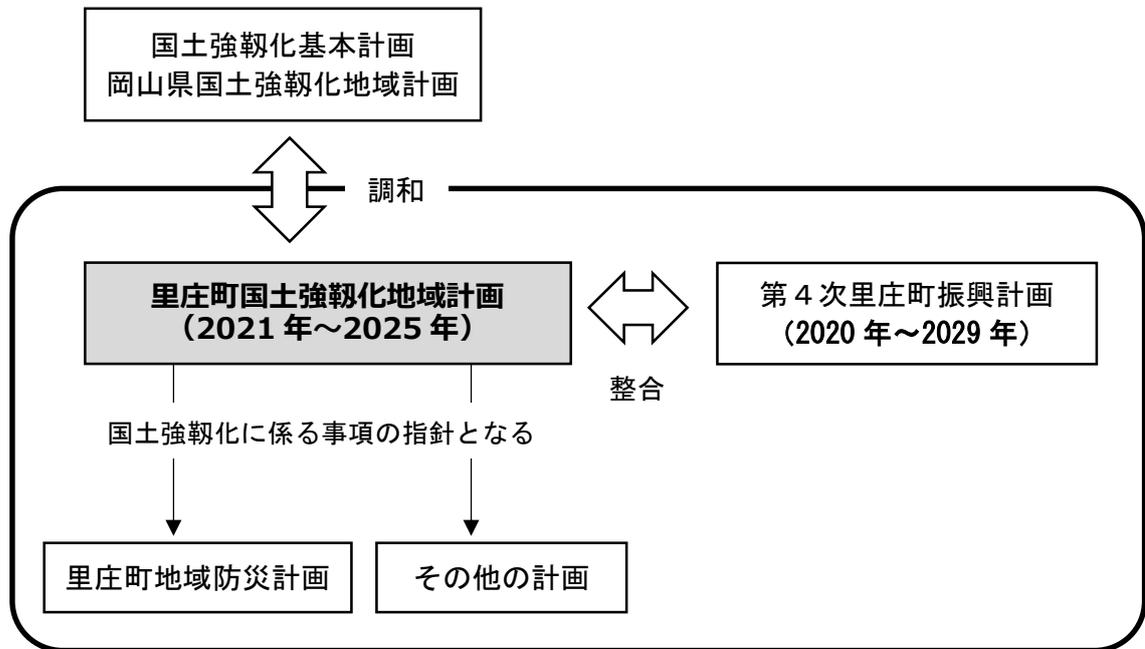
国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者、住民などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠である。岡山県においては、平成28年2月に「岡山県国土強靱化地域計画」を策定し、その後の動向を踏まえて令和3年2月に改定版を策定した。

本町においても、今後、発生が予想される南海トラフを震源とする巨大地震やこれまで経験したことのない大規模自然災害等に対し「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「安心・安全な地域・経済社会の構築」を目指した「里庄町国土強靱化地域計画」を策定し、関係機関及び住民との協働により、強靱な地域づくりを推進する。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画以外の強靱化に関する町の計画等の指針となるべきものとして策定する。

なお、策定にあたっては、国の「国土強靱化基本計画」及び「岡山県国土強靱化地域計画」との調和を確保し、「第4次里庄町振興計画」との整合を図るものとする。



## (3) 基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも次の事項を基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

#### **(4) 対象とする災害（リスク）**

町に影響を及ぼす災害（リスク）としては、幅広い事象が想定されるが、南海トラフ巨大地震や長者ヶ原－芳井断層などによる地震災害、大型台風や集中豪雨等による河川氾濫等が想定されている。

国の基本計画が大規模自然災害を対象としていること、「岡山県国土強靱化地域計画」においても大規模自然災害を対象としていることから、本計画においても大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）〕を対象とする。

#### **(5) 計画の期間**

本計画は、強靱化の推進に関して、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにするため、「第4次里庄町振興計画」との整合を図り、令和7（2025）年度までを見据えて策定することとする。

また、今後の社会経済情勢等の変化や関連施策の推進状況等を踏まえつつ、概ね5年ごとに見直すこととする。ただし、毎年度の施策の進捗状況等により必要に応じて変更の検討を行う。

## II 特に配慮すべき事項

I (3) に掲げた 4 つの基本目標を達成し、本町の安全安心を確保するため、次の点について、特に配慮しながら取り組む。

### (1) 住民等の主体的な参画

住民、事業者等と、「自助」、「共助」、「公助」の考え方を共有し、国、県、町、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、本町まちづくりの柱のひとつである「地域資源を活かした自主・自立のまちづくり」を念頭に、それぞれが主体的に行動し、取組を推進する。

### (2) 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がける。

なお、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平常時の有効活用の観点も可能な限り取り入れることとする。

### (3) 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ多くの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることもあり、中長期的な視点によりできるだけ費用軽減を図る観点から検討を進める。

特に、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設等については、点検の充実、予防保全の推進とレベルアップ、更新時期の見極め、日常的な維持管理の着実な実践により、効率的・効果的な維持管理を進める。

### (4) 広域連携の取組

大規模災害発生時には本町だけでは対応が困難な状況が想定されることから、県と連携を図りつつ、自治体間の連携や、民間団体等との災害協定の締結など、広域的な連携の取組を進める。

## 第2章 想定される災害リスク

### I 地域特性

#### (1) 地理的条件

本町は、岡山県の南西部に位置しており、東は浅口市、西は笠岡市に隣接し、東西 5.2km、南北 5.3km の町である。北部には虚空蔵山、南部には毛野無羅山があり、これら山地の間に東西に低地が広がっている。河川は東の浅口市へ流れる里見川水系と、西の笠岡市へ流れる今立川水系がある。

交通面では、国道2号と並行してJR西日本山陽本線が通っており、その沿線には比較的人口密度が高い市街地エリアが広がっている。

町の気象は、温暖少雨で比較的のびやすい典型的な瀬戸内海気候を示している。年間の平均気温は16℃前後であり、雨量は、年平均1,100mm程度である。



出典：「里庄町都市計画マスタープラン」(平成18年3月)

#### (2) 社会的条件

町の人口は、昭和60年10月1日時点で9,975人であった人口が、平成2年には10,589人にまで増加し、平成7年に10,583人と一時的に減少したものの、平成12年以降は増加に転じ、令和2年3月現在で11,166人となっている。なお、本町でも65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、今後もこの傾向は続くことが予想される。

## II 想定される災害リスク

### (1) 災害履歴

#### ①地震災害

岡山県に被害を及ぼした主な地震を表 2.2.1 に示す。

里庄町域において地震被害はないが、近年の県内の被害としては、平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震において被害を受けているほか、平成 28 年（2016 年）の鳥取県中部を震源とする地震によっても被害が発生している。

表 2.2.1 岡山県に被害を及ぼした主な地震

発生年月日	名称又は震央の地名	マグニチュード	岡山県内の主な被害
明治 38 年（1905 年） 6 月 2 日	安芸灘 （芸予地震）	6.7	被害なし
明治 42 年（1909 年） 8 月 14 日	滋賀県北東部 （姉川地震）	6.8	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし
明治 42 年（1909 年） 11 月 10 日	宮崎県西部	7.6	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大死者 2 人、建物全・半壊 6 戸、ひさし・壁破損 29 戸等
昭和 2 年（1927 年） 3 月 7 日	京都府北部 （北丹後地震）	7.3	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落 20 数件煉瓦煙突の上部破損（上道郡平井村）
昭和 5 年（1930 年） 12 月 21 日	広島県北部	5.9	県内被害なし
昭和 9 年（1934 年） 1 月 9 日	徳島県北部	5.6	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊した程度で県下全般に大きな被害なし
昭和 13 年（1938 年） 1 月 2 日	広島県北部	5.5	伯備線神代駅近傍で岩石 40～50 個落下貨車・家屋破損下熊谷の小貯水池堤防決壊
昭和 18 年（1943 年） 9 月 10 日	鳥取県東部 （鳥取地震）	7.2	北東部県境付近で小規模な山崩れ、がけ崩れ、地割れ、落石
昭和 18 年（1943 年） 9 月 10 日	鳥取県中部 （鳥取地震余震）	6.0	石等あり（被害については、どちらの地震によるか判別できない）
昭和 21 年（1946 年） 12 月 21 日	和歌山県南方沖 （南海地震）	8.0	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流域の新生地の被害が甚大であった 死者 52 人、負傷者 157 人、建物全壊 1,200 戸、建物半壊 2,346 戸 その他堤防・道路の損壊多し 玉島・笠岡管内の電気・通信線がほとんど破壊された
昭和 27 年（1952 年） 7 月 18 日	奈良県 （吉野地震）	6.7	県内被害なし
昭和 43 年（1968 年） 8 月 6 日	豊後水道	6.6	県内被害なし
平成 7 年（1995 年） 1 月 17 日	大阪湾 【平成 7 年（1995 年） 兵庫県南部地震】	7.3	負傷者 1 人
平成 12 年（2000 年） 10 月 6 日	鳥取県西部 【平成 12 年（2000 年） 鳥取県西部地震】	7.3	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった 重傷 5 人、軽傷 13 人、住家全壊 7 棟、住家半壊 31 棟、住家一部破損 943 棟、その他水道被害、道路破損多し
平成 13 年（2001 年） 3 月 24 日	安芸灘 【平成 13 年（2001 年） 芸予地震】	6.7	軽傷 1 人 住家一部破損 18 棟

発生年月日	名称又は震央の地名	マグニチュード	岡山県内の主な被害
平成 14 年 (2002 年) 9 月 16 日	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5	県内被害なし
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	大分県西部	6.2	県内被害なし
平成 19 年 (2007 年) 4 月 26 日	愛媛県東予	5.3	県内被害なし
平成 25 年 (2013 年) 4 月 13 日	淡路島付近	6.3	軽傷 1 人
平成 26 年 (2014 年) 3 月 14 日	伊予灘	6.2	重傷 1 人、軽傷 4 人
平成 28 年 (2016 年) 10 月 21 日	鳥取県中部	6.6	重傷 1 人、軽傷 2 人、住家一部破損 17 棟、 非住家全壊 1 棟、非住家一部破損 20 棟
平成 30 年 (2018 年) 4 月 9 日	島根県西部	6.1	県内被害なし

出典：「里庄町地域防災計画」（令和 3 年 3 月、里庄町防災会議）地震・津波災害対策編 第 1 章 第 5 節 地震・津波災害履歴 をもとに作成

## ②風水害等

本町の過去の主な災害は表 2.2.2 に示すとおりであり、近年は平成 29 年、平成 30 年に住家被害等が発生している。

表 2.2.2 過去の主な災害（風水害等）

災害発生年月日	災害の種類	原因	被害の状況
昭和 29 年 9 月 26 日	風水害	—	本町を含む県内 5 市 8 町 5 村に災害救助法が適用される。
昭和 45 年 2 月 18 日	火災	—	虚空蔵山を火元とした山火事で、山林損害区域約 120ha
昭和 51 年 9 月 8 日～13 日	豪雨	集中豪雨 (総雨量) 406 mm	住宅全壊 1 戸 (土砂崩れによる) 床上浸水 9 戸 床下浸水 40 戸 農業関係被害総額 7,000 万円
平成 29 年 6 月 22 日～24 日	豪雨	集中豪雨 (総雨量) 138.5 mm	住家一部損壊 1 戸 (土砂崩れによる)
平成 30 年 7 月 5 日～8 日	豪雨	集中豪雨 (総雨量) 324 mm	住家全壊 1 戸 住家半壊 2 戸 一部損壊 4 戸 床下浸水 9 戸 非住家 7 戸 公共災害 74 件 農地災害 39 件

出典：「里庄町地域防災計画」（令和 3 年 3 月、里庄町防災会議）資料編 をもとに作成

## (2) 被害想定

### ①地震災害

岡山県が実施した「岡山県地震・津波被害想定調査」（平成 25 年 7 月、岡山県）、「断層型地震の被害想定について」（平成 26 年 5 月、岡山県）において想定された地震被害想定のうち、町域における被害は表 2.2.3 のとおりである。本町においては、断層による地震において「長者ヶ原－芳井断層」で建物倒壊が想定され、海溝型の地震は「南海トラフ巨大地震」による建物倒壊と津波浸水が想定されている。

表 2.2.3 地震被害想定（里庄町）

想定地震	ケース	長者ヶ原－芳井断層	南海トラフ巨大地震
最大震度	－	6弱	6弱
建物全壊（棟）	冬・18時	1 (液状化)	9 (揺れ、液状化、津波の計)
死者数（人）	冬・深夜	0	0
最大避難者数 （人）	冬・18時	25 (1日後)	1,017 (1日後)
帰宅困難者数 （人）	新しい帰宅困難率	425	425
浸水面積（ha） ※	1cm以上	－	10
	30cm以上	－	10未満
	1m以上	－	10未満
	2m以上	－	10未満

出典：「岡山県地震・津波被害想定調査」（平成 25 年 7 月、岡山県）、「断層型地震の被害想定について」（平成 26 年 5 月、岡山県）をもとに作成

※南海トラフ巨大地震における浸水面積については、地震後、全堤防等が破壊された場合（パターン1）の推計結果である。なお、地震後、津波が堤防等を越流すれば堤防等が破壊される場合（パターン2）では、里庄町の被害は想定されていない。

## ②風水害

一方、本町における河川氾濫は、里見川により本町東部で最大 3.0m 未満の浸水が想定されている。

また、町内の山間部では土砂災害による被害が想定されており、土砂災害警戒区域 20 か所（平成 30 年 3 月時点）が指定されている。さらに、ため池老朽箇所は 87 か所（令和元年 8 月時点）あり、風水害などによる被害の可能性も想定される。

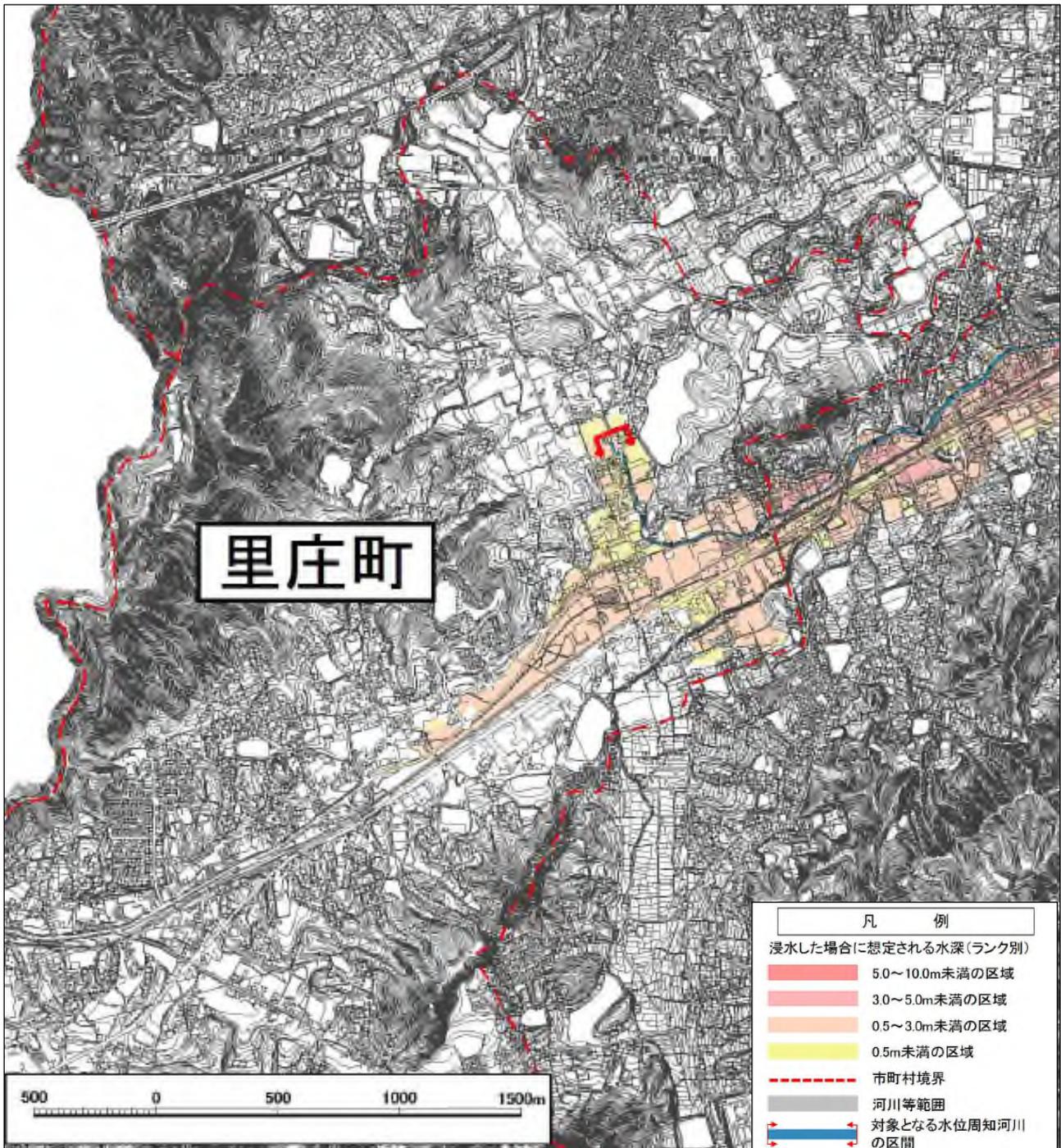


図 2.2.1 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

出典：「里見川水系 里見川洪水浸水想定区域図」（平成 31 年 4 月 19 日公告第 163 号、岡山県）をもとに作成

## 第3章 脆弱性評価

### I 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標と本町の地域特性を踏まえ、基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画を参考に、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして 37 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次頁の表 3.1.1 のとおり設定した。

### II 脆弱性評価

8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる 37 の「起きてはならない最悪の事態」について、本町の既存の施策・事業を点検し、現状の脆弱性を分析・評価した。また、評価結果をもとに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な取組を抽出し整理した。

脆弱性評価の結果は別紙 1 に記載するとともに、個別事業一覧（具体的な取組）を別紙 2 に記載した。

表 3.1.1 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが長期にわたり分断される事態
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池・防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	事業用地の確保及び仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

## 第4章 国土強靱化の推進方針

### I 施策分野の設定

必要な具体的取組について、本町で実施する施策分野と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」との対応を確認するため、岡山県国土強靱化地域計画を踏まえた個別施策分野と横断的分野を整理した（表 4.1.1）。

また、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の該当する施策分野との関係を表 4.1.2 に示した（別紙 2 の個別事業が該当する施策分野に○印を付記した）。

表 4.1.1 施策分野

	施策分野	具体的な取組事例
個別 施策 分野	(1) 行政機能／警察・消防等／ 防災教育等	町有建築物の耐震化、BCP の推進、消防団の活動強化、防災教育の推進 等
	(2) 住宅・都市／情報通信	住宅・民間施設等の耐震化、文化財保護対策、被災者生活再建、住民等への通信手段の確保、災害情報の収集・伝達体制の確立 等
	(3) 保健医療・福祉	医療・福祉施設の耐震化、災害時の医療・救護体制、要配慮者への支援、避難所等における感染症対策 等
	(4) 産業	金融支援等の周知、帰宅困難者対策 等
	(5) 交通・物流	道路等の整備・耐震化、緊急輸送ネットワークの確保、帰宅困難者の支援等
	(6) 農林水産	農地・農業用施設の防災対策、食料の安定供給対策 等
	(7) 国土保全・土地利用	治水対策、土砂災害・洪水浸水の避難対策、空家等の除却対策 等
	(8) 環境	災害廃棄物の迅速な処理、有害物質の拡散防止 等
横断的 分野	A リスクコミュニケーション	ハザードマップ等災害危険情報の提供、防災・減災の普及啓発 等
	B 人材育成	災害ボランティア、防災士等の人材育成、自主防災組織等の連携 等
	C 官民連携	避難確保計画の策定促進、地区防災計画策定促進 等
	D 老朽化対策	空家対策、インフラの老朽化対策 等

表 4.1.2 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野							
				(1) 行政機能	(2) 住宅・都市／情報通信	(3) 保健医療・福祉	(4) 産業	(5) 交通・物流	(6) 農林水産	(7) 国土保全・土地利用	(8) 環境	A リスクコミュニケーション	B 人材育成	C 官民連携	D 老朽化対策				
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○	○	○		○		○									
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○	○	○					○					○	○		
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生									○					○	○	
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生									○		○	○	○			
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		○	○	○	○	○	○	○		○					○	
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		○							○							
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○										○	○	○			
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			○													
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	○			○	○									○		
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生		○	○													○
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○		○													
3	必要不可欠な行政機能を確保	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	○															
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○	○												○		
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		○		○												
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		○														

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野								横断的分野										
		(1) 行政機能	(2) 住宅・都市／情報通信	(3) 保健医療・福祉	(4) 産業	(5) 交通・物流	(6) 農林水産	(7) 国土保全・土地利用	(8) 環境	A リスクコミュニケーション	B 人材育成	C 官民連携	D 老朽化対策							
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○	○															
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下				○			○										
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		○			○												
		5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		○			○		○									○	
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響				○													
		5-5	食料等の安定供給の停滞							○	○									
		5-6	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	○							○	○								
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止			○	○													
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		○														○	
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		○															○
		6-4	地域交通ネットワークが長期にわたり分断される事態					○		○										○
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全		○					○										
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○																
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○																
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	○						○	○		○							
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大										○							

事前に備えるべき 目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野								横断的分野					
		(1) 行政機能	(2) 住宅・都市／ 情報通信	(3) 保健医療・福祉	(4) 産業	(5) 交通・物流	(6) 農林水産	(7) 国土保全・土地利用	(8) 環境	A リスクコミュニケーション	B 人材育成	C 官民連携	D 老朽化対策		
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大						○						
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態			○					○				
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態		○						○	○	○		
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		○						○	○			
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態							○					○
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○					○					

## II 推進方針

### ■ 個別施策分野（8分野）

注. 各取組の末尾の [ ] 内に、別紙 2 で示した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の個別事業一覧（具体的な取組）の該当箇所を示した。（例） [1-1-①] →別紙 2 1-1-(1) 住宅・建築物の耐震化

#### （1）行政機能／警察・消防等／防災教育等

##### （行政機能）

- ① 地震発生時に、住民・利用者の安全と町の業務の継続性を確保するため、里庄町耐震改修促進計画に基づき、庁舎や学校、町営住宅などの町有建築物の耐震対策を行う。 [1-1-②,③,⑦,7-2-①]
- ② 里庄町業務継続計画（BCP）、上下水道災害等緊急時対策マニュアル、下水道 BCP の運用や改訂、受援計画の策定を行うとともに、地域防災計画、国土強靱化地域計画の改訂を継続的に行う。また、非常用電源設備等の整備を進める。 [2-3-③,2-5-②,3-2-①,②,③,④,⑤,⑬]
- ③ 配備体制を確実にするとともに、職員初動マニュアルの策定を進め、さまざまな訓練等を通じて、災害対策本部等の業務にあたる職員（防災要員等）の災害対応能力の向上を図る。また、ICT 等を活用し、関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保するとともに、避難所運営や罹災証明発行事務等の災害対応体制の強化を図る。 [3-2-⑦,⑧]
- ④ 安全な避難を行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定などを行うとともに、避難所受入体制の確保のため避難所開設・運営マニュアル等を作成し、適宜見直す。また、食料や燃料等について必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するとともに、避難所で備蓄することについても検討する。また、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、県と相互に連携し、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の強化を図る。 [2-7-①,⑤,⑥,4-3-③]

##### （警察・消防等）

- ① 災害発生後に懸念される各種犯罪に対する予防意識を啓発するため、平常時から青色防犯パトロールの継続実施などにより、自主防犯活動を維持する。 [3-1-①]
- ② 大規模火災による被害を軽減するため、消防団の活動強化、消防水利の確保などを進めるとともに、町内の消防力強化に向けた効果的な救助救出活動のための必要な装備を充実させる。 [1-2-①]

- ③ 婦人防火クラブによる消火器及び住宅用火災報知器設置の周知など、消防団や自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る。また、既設の消火栓の更新及び設置箇所の検討による拡充を図る。  
[7-1-①,②]

### **(防災教育)**

- ① 児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、幼稚園及び小・中学校において地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した学習活動や避難訓練の実施などにより防災・減災意識の啓発を推進する。  
[1-2-③]
- ② ハザードマップを継続して更新するとともに、住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとるよう促す。日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や自主防災組織等を通じ、継続的に実施する。[4-3-③,5-6-①,7-3-①]

### **(2) 住宅・都市／情報通信**

- ① 地震時等に著しく危険な市街地においては、その解消のため、空家の除却や道路・公園の整備などの対策を進める。 [1-1-⑨,1-2-④,5-3-①]
- ② 民間住宅・建築物の耐震化及びブロック塀撤去等の対策を促進する。 [1-1-①,②,③,④,⑤,⑥]
- ③ 水道施設の老朽化対策や耐震化を進める。早期復旧できるよう、水道事業者間の連携及び広域的な応援体制構築の働きかけを行う。町内水道工事業者の被害状況や応急給水の支援要請などの情報を集約し、円滑な支援が実施できる体制の検討を行う。  
また、被災時に下水道（汚水処理）機能を確保するため、下水道施設の老朽化対策や耐震化、合併処理浄化槽の設置促進などを進める。 [2-1-⑥,2-6-③,6-2-①,6-3-①,②]
- ④ 文化財施設を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財保護のための災害時対策マニュアルの作成などにより、文化財の特性に応じた計画的な防災・老朽化対策及び維持管理を適切に実施する。  
[8-3-①]

- ⑤ 地域コミュニティの維持・人口流出防止のため、早期に被災者の生活再建支援を行う。  
応急仮設住宅に速やかに飲料水を供給することができるように、仮設住宅等への仮設管の設置手順等をあらかじめ検討する。  
被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、復旧資機材（建設資材・木材・機械等）の調達・確保に向け、関係機関との連携体制の確立を図る。 [8-2-①,8-5-①]
- ⑥ テレビ、ラジオ放送が中断した場合においても、気象警報や避難勧告等の重要な情報を、孤立する可能性のある集落をはじめ、住民に伝達できるよう、県及び町が連携し、スマホアプリや緊急速報メール、SNS、町内全戸への戸別受信機の設置など、情報伝達手段の多様化を図る。また、災害時の円滑な情報伝達を図るため、登録制メール、ホームページ、分館放送、戸別受信機、SNS、スマホアプリなどの複数媒体にワンオペレーションで情報伝達を行えるようにする。 [2-2-②,③,3-2-⑩,⑪,4-2-②,③,4-3-①,②]
- ⑦ 災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、町内の指定避難所などにおいて無線LAN環境を構築する。 [4-2-①]
- ⑧ 障がい者宅に戸別受信機等を設置するなどの対策により、複数の情報伝達ルートを確認する。 [4-3-②]
- ⑨ 災害情報伝達システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中、バックアップ回線を確保するなどして、常に安定して稼働させるとともに、SNSやスマホアプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う。また、災害に備えて計画的に庁舎のサーバの耐震化やデータセンターの活用など通信関連環境の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制の確保に努める。 [4-1-②,③,5-2-①,6-5-①]
- ⑩ 災害時の行政手続きを円滑かつ効率的に進めるため、行政手続きの電子化を推進する。 [4-1-④]

### **(3) 保健医療・福祉**

- ① 医療施設や福祉施設等の機能確保のため、施設の耐震化や防火対策、非常用電源の確保を働きかける。  
[1-1-⑤,⑥,1-2-②,6-1-①]
- ② 医薬品や燃料等について備蓄を進めるとともに、関係機関との協定等により確保を図る。 [2-1-④]

- ③ 高齢者や障がい者などに対し、平常時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく災害時要配慮者個別支援計画の作成を促進し、実効性のある支援体制を構築する。 [2-4-①]
- ④ 災害時の医療関係者間の連携を確保するため、平常時に協定に基づく連携訓練を実施するなど浅口医師会との連携を図る。 [2-4-②]
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、さらに福祉避難所の指定施設を拡大し、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る。 [2-4-③]
- ⑥ 被災地域における感染症の拡大を予防するため、災害時の生活ごみやし尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行う。また、災害時の感染症拡大を予防するため、予防接種に関する情報提供や研修会の実施、予防接種の事前・事後の医療相談対応により、予防接種への理解・認識の啓発を継続する。 [2-6-①,2-7-⑦,8-1-①,②]
- ⑦ 避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、施設の消毒のほか、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所運営訓練を実施する。また、災害時には避難所として利用される学校施設において、衛生環境を確保するため、洋式トイレの設置促進を図る。さらに、避難所等のし尿処理の環境を確保するため、マンホールトイレの確保を進める。 [2-6-②,2-7-②,③]

#### **(4) 産業**

- ① 広報紙・商工会報等により災害対応に係る国・県・町の補助金・金融支援等の周知を図る。 [5-1-①]
- ② 企業に対して災害時の帰宅困難者を発生させないための対策を啓発するとともに、町内で帰宅困難者を受け入れる公共施設等を検討するなど、帰宅困難者の支援に備える。 [2-5-①]
- ③ 土業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士）との協定締結により、災害時の住民や事業者の資産の保全に係る支援を図る。 [5-4-①]

- ④ 大規模災害時に、広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療機関や社会福祉施設等への電源車派遣の要請が円滑に行われるよう、電源車派遣及び災害時燃料供給施設を登録し、事前に要請方法等を協議する。長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、指定避難所に太陽光発電装置や蓄電池の設置、役場庁舎の非常用電源を安定的に稼働させるための対策を促進するなど、防災用電源の安定的な確保に努める。また、災害時のガソリン供給の停滞を防ぐため、町内燃料供給事業者と災害時応援協定の締結を進める。 [2-1-⑤、4-1-①、6-1-①、②、③、④]

## (5) 交通・物流

- ① 物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、橋梁の耐震化及び長寿命化、沿道建築物の耐震化等を推進する。また、山間部の道路等において、豪雨等による道路法面の崩落防止のための道路防災対策を進める。さらに、救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、迅速な道路啓開体制の充実を図る。 [1-1-①、②、⑪、2-1-⑦、5-2-②、5-3-①、②、6-4-①]
- ② 交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、緊急輸送道路の代替路、地域や集落へのアクセス路、農道や林道等の整備など道路ネットワークの整備等の防災対策を進める。 [2-1-⑧、5-3-①、6-4-②]
- ③ 企業に対して災害時の帰宅困難者を発生させないための対策を啓発するとともに、町内で帰宅困難者を受け入れる公共施設等を検討するなど、帰宅困難者の支援を図る。 [2-5-①]

## (6) 農林水産

- ① 老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修するとともに、低水位管理等の安全対策に加え、ため池ハザードマップ作成等の減災対策を進める。また、農業利用の見込みのないため池については、廃止の検討を行う。さらに、農業水利施設の機能保全を計画的に実施する。 [5-6-①、②、7-2-②]
- ② 農地・森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、森林の持つ土砂災害防止等の機能が持続的に発揮されるよう、県等と連携しながら、各種補助事業を有効に活用し、倒木の可能性がある危険木等の効果的な伐採に努める。 [7-5-①]
- ③ 農地・森林等の荒廃を防ぐため、鳥獣害対策の強化などによる森林整備・保全活動等を推進する。 [7-5-②、③]

- ④ 食料品の安定供給の停止を回避するため、流通業者やコンビニエンスストア等との間で食料や生活必需品、医薬品等の調達に関する協定締結などにより、1次及び2次物資保管庫を確保し、物流体制の実効性を高める。また、備蓄計画に基づき、物資備蓄の追加等を計画的に進める。[2-1-①,②,5-5-①]

## (7) 国土保全・土地利用

- ① 洪水などから市街地等の浸水を防ぐため、護岸整備やため池等の整備、老朽化対策や耐震化等を進める。また、排水機場の計画的な機能強化や維持補修を行うとともに、町が管理する農業用水路の適切な維持管理に努める。[1-3-①,②,8-4-①]
- ② 雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するための水路やポンプ施設の整備や適切な維持管理に努める。[1-3-④]
- ③ 土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止法に基づいた区域指定を県と連携して進めるとともに、ハザードマップ作成や、土砂災害発生リスクの周知を行い、避難体制の確保を図る。[1-4-②,⑤,5-6-①,7-2-②]
- ④ 洪水などの風水害に備え、防災行動を実行するためのタイムライン（防災行動計画）の策定を進める。[1-4-④]
- ⑤ 地震時等に著しく危険な市街地においては、その解消のため、空家の除却や道路・公園の整備などの対策を進める。[1-1-⑧,⑨,1-2-④,5-3-①]
- ⑥ 大規模地震時等の地滑りや崩壊により、大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地について、安全性を計画的に調査する。[1-1-⑩]
- ⑦ 住民及び商工業者等が迅速な復興・復旧を図るため、地籍調査事業の早期完了を目指すとともに地籍調査の成果の活用及び適正な管理に努める。[1-3-⑤,1-4-⑥,2-1-⑨,2-2-⑥,5-1-②,5-3-④,5-5-②,6-4-②,6-5-④,8-5-②]

## (8) 環境

- ① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理体制の確保や他市町村及び県等関係機関と連携した処理体制の整備を図る。[8-1-①,②]

- ② 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、要管理物・有害物質の適正処理などの対策を進める。 [7-4-①,②]

## ■横断的分野（4分野）

### （A）リスクコミュニケーション

- ① 住民が災害の危険性を事前に把握できるよう、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップ、浸水想定区域図等の作成・改訂を進める。 [1-4-②,⑤,5-6-①,7-2-②]
- ② 住民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を実施する。 [1-4-②,⑤]
- ③ 各家庭において、食料等の備蓄などの普及啓発を図る。 [2-1-③]
- ④ 地域コミュニティを維持するため、復旧資機材の調達・確保のための連携体制の確立などの被災者生活再建支援を実施する。また、文化財の所有・管理者の防災意識啓発など、防災対策を実施する。 [8-2-①,8-3-①]
- ⑤ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する。 [2-3-①]

### （B）人材育成

- ① 災害から早期に復旧するには、災害ボランティアによる支援が不可欠であることから、災害ボランティアの育成や個人のスキルアップのための研修、災害ボランティア機関とのさらなる連携強化を図る。 [8-2-②,③]
- ② 地域防災力の向上に向けて県と連携し、自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける等など、地域の自主防災組織の中核となる人材として防災士の育成を進め、自主防災組織の強化を図る。 [1-4-③,2-3-②]

### （C）官民連携

- ① 避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。 [1-3-③,1-4-①]
- ② 県、町が連携して地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の組織化や活動活性化の取組を引き続き進めるとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、避難訓練の実施等、平常時からの活動活性化を図る。 [1-4-③]

- ③ 災害から早期に復旧するには、災害ボランティアによる支援が不可欠であることから、災害ボランティアの育成や個人のスキルアップのための研修、災害ボランティア機関とのさらなる連携強化を図る。 [8-2-②,③]
- ④ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する。 [2-3-①]
- ⑤ 企業に対して災害時の帰宅困難者を発生させないための対策を啓発するとともに、町内で帰宅困難者を受け入れる公共施設等を検討するなど、帰宅困難者の支援に備える。 [2-5-①]
- ⑥ 県及び県内市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、町は受援計画を策定するとともに、県が実施する訓練やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高める。また、広域避難所の確保に向けた近隣市町との協定締結などを通じて連携を強化する。 [2-3-③,3-2-⑧,⑬]

#### **(D) 老朽化対策**

- ① 地震や河川浸水、土砂災害等により、空家が全壊等の被害を受けた場合、復旧や復興に支障をきたす可能性があるため、平常時から空家の除却を促進する。 [1-2-④]
- ② 洪水などから市街地等の浸水を防ぐため、護岸整備やため池等の整備、老朽化対策や耐震化等を進める。また、排水機場の機能強化や維持補修の計画的な実施、町が管理する農業用水路の適切な維持管理に努める。 [1-3-①,②,8-4-①]
- ③ 水道施設の基幹管路の耐震化率は低く、大規模地震時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、計画的に耐震化を促進する。また、被災時に下水道（汚水処理）機能を確保するため、処理施設、管渠等の老朽化対策や耐震化、合併処理浄化槽の設置促進などを進める。 [2-1-⑥,2-6-③,6-2-①,6-3-①,②]
- ④ 交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、緊急輸送道路の代替路、地域や集落へのアクセス路、農道や林道等の整備などの道路ネットワークの整備等の防災対策を進める。 [2-1-⑧,5-3-①,6-4-②]

## 第5章 計画の推進

### I 施策の重点化

限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的に町域の強靱化を推進するため、第4次里庄町振興計画の内容を踏まえるとともに、国及び県の計画との調和を保ちながら、本町が直面する大規模自然災害のリスクを回避する上での影響の大きさや緊急度など、表 5.1.1 重点化の視点を総合的に勘案し、各施策分野の重点化事項を定めていくものとする。

表 5.1.1 重点化の視点

効果の大きさ	○災害リスクを回避する上での影響・効果の大きさ ・ 対策を講じない場合に、想定される自然災害の発生時において、人命の保護や社会の重要機能の維持等にどの程度重大な影響を及ぼすか、など
緊急性・切迫性	○災害リスクに対する緊急性・切迫性の度合い ・ 想定される自然災害から人命の保護や社会の重要機能の維持等を図る上で、どの程度、差し迫った災害リスクや対策実施に緊急性があるか、など
施策の進捗状況	○全国的な水準や目標等に対する進捗の状況 ・ 対策に係る目標（全国的な水準や目標値）等に照らし、どの程度、対策の進捗を図る必要があるか、など
平常時の活用	○災害時のみならず、平常時における活用の有効性 ・ 想定される自然災害の発生時のみならず、社会インフラの老朽化対策や地域活性化など、平常時の課題解決にも有効に機能するものか、など
国全体の強靱化への貢献	○国全体の強靱化に対する貢献の度合い ・ 国の基本計画との関係等、対策が国全体の強靱化にどの程度貢献するか、など

## II 施策の推進とPDCAサイクル

### (1) 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、「岡山県国土強靱化地域計画」や「第4次里庄町振興計画」等の関連計画とも整合を図りつつ、各種の社会基盤整備事業の計画的な推進を図る。

計画の推進にあたっては、本町各課の連携はもとより、国、県、関係機関、住民等の多様な主体と相互に連携を図ることで、効果的に計画を推進する。

### (2) 計画の進捗管理

本計画に位置づける個別の施策（別紙2 個別事業一覧）は、基本目標及び特に配慮すべき事項を踏まえ、それぞれ関連づけられる計画に基づき、優先度を考慮し推進する。

本計画においては、必要に応じて、「第4次里庄町振興計画」や地域防災計画などの各種計画で新たに見直された取組を順次追加し、漏れのない強靱化の取組を推進する。強靱化に関連する他の計画を見直しする際には、本計画との整合性について留意するものとする。

本計画の最終年には、個別の施策の取組の成果及び「岡山県国土強靱化地域計画」等の関連計画等の見直し内容を踏まえた計画の改訂を行う。

なお、改訂にあたっては、重要業績指標の実績値と目標値を比較して達成状況の確認を行い、すでに完了した取組の削除、新たな計画期間で進めるべき取組の追加などを検討する。

また、達成状況の確認結果及び、関連計画等の見直し内容をもとに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、「施策分野」、「脆弱性評価」、「強靱化に向けた推進方針」などについて改訂を行う。

## 【別紙 1】 脆弱性評価結果

(目次)

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		ページ 【別紙 1】	ページ 【別紙 2】
1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	27	47
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	28	51
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	28	53
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	29	55
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	30	57
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	31	60
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	32	61
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	32	62
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	33	64
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	33	65
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	33	66
3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	35	68
3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	35	68
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	36	72
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	36	74
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	37	74
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	38	76
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	38	76
5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	39	77
5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響	39	78
5-5	食料等の安定供給の停滞	39	78
5-6	農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響	40	79
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	40	80
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	41	81
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	41	81
6-4	地域交通ネットワークが長期にわたり分断される事態	42	82
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	42	82
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	43	83
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	43	84
7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	43	84
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	44	84
7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	44	85
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	44	87
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	44	88
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	45	89
8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	45	89
8-5	事業用地の確保及び仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	45	90

注. 各取組の末尾の [ ] 内に、別紙 2 で示した起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の個別事業一覧（主な取組）の該当箇所を示した。（例） [1-1-①] →別紙 2 1-1-(1) 住宅・建築物の耐震化

## 1 直接死を最大限防ぐ

### 1-1) 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物の耐震化促進）

- ① 里庄町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進しており、支援制度の拡充を図ること等により一定の進捗がみられるが、引き続き、補助制度の拡充や広報活動により、耐震化促進策を検討する必要がある。また、ブロック塀等の撤去事業により、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防ぐ必要がある。

【農林建設】 [1-1-①,②]

（町管理施設の計画的な耐震対策の推進）

- ② 耐震性が確保されていない不特定多数の者が利用する町有特定建築物については、最大震度 6 強の揺れが想定されている長者ヶ原-芳井断層による地震等により、甚大な人的・物的被害が発生するおそれがあるため、計画的に耐震対策を実施する必要がある。【農林建設】 [1-1-①]

（町立学校園の耐震化促進）

- ③ 町立学校園の耐震化については、多くの建物で対策が進んできたものの、引き続き、吊り天井などの非構造部材を含めた耐震化、ブロック塀等の安全点検などを進める必要がある。【教育】 [1-1-③]

（不特定多数が集まる施設の耐震化促進）

- ④ 不特定多数が集まる施設の耐震化については、公民館、文化ホールなどの耐震化をさらに進める必要がある。

【教育、総務】 [1-1-④]

（社会福祉施設等の耐震化促進）

- ⑤ 医療機関や社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化や非構造部材を含めた耐震対策、スプリンクラーの設置を進める必要がある。【総務、健康福祉】 [1-1-⑤,⑥]

（町営住宅の計画的な老朽化対策の推進）

- ⑥ 町営住宅については、老朽化が進んでいることから、代替施設となる民間借家等のストック確保の検討が必要である。【農林建設】 [1-1-⑦]

（不特定多数が集まる都市公園施設等の耐震化、老朽化対策の推進）

- ⑦ 不特定多数の住民等が集まる施設であり、災害発生時には避難所、災害復旧の拠点となる町有の都市公園施設等の耐震化及び機能の強化を進めるとともに、今後老朽化する施設が増えれば災害発生時に安全な使用に支障が生じ、必要な施設の機能を発揮できないおそれがあることから、計画的な老朽化対策を適切に実施する必要がある。【農林建設、教育】 [1-1-⑧,⑨]

(大規模盛土造成地の計画的な調査実施)

- ⑧ 大規模地震時等の地滑りや崩壊により、大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地について、県の一次調査でその位置や規模を抽出した大規模盛土造成地の安全性を、計画的に調査する必要がある。【農林建設】 [1-1-⑩]

(橋梁の耐震化の推進)

- ⑨ 地震による落橋を防止するため、被災時に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を進める必要がある。【農林建設】 [1-1-⑪]

## 1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(消防団の充実強化)

- ① 全体の団員数が減少していることから、引き続き女性・若手消防団員の確保に努める必要がある。また、出火時に消防団が活用する消防機庫や設備の更新により、消防団の機能を充実強化する必要がある。【総務】 [1-2-①]

(公共施設の防火対策の促進)

- ② 教育施設や社会福祉施設等の火災による延焼からの利用者の安全を確保するため、スプリンクラーの設置を進める必要がある。【教育】 [1-2-②]

(防災意識の普及啓発)

- ③ 大規模火災による逃げ遅れを防ぐため、幼稚園及び小・中学校の児童・生徒に対して、防災・減災をテーマにした学習活動や、避難訓練の実施などにより、防災意識の普及啓発を引き続き行う必要がある。【教育】 [1-2-③]

(空家の除却対策の促進)

- ④ 地震や河川浸水、土砂災害等により、空家が全壊等の被害を受けた場合、復旧や復興に支障をきたす可能性があるため、平常時から空家の除却を促進する必要がある。【総務、町民】 [1-2-④]

## 1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(計画的な河川施設整備の推進)

- ① 洪水被害を未然に防ぐためにも、過去の水害発生状況を踏まえ、護岸整備や異常洗掘、土砂堆積箇所等を考慮した対策を進める必要がある。【農林建設】 [1-3-①]

(農業水利施設の排水機能の確保)

- ② 雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の機能強化や維持補修等を計画的に実施するとともに、町が管理する農業用水路の適切な維持管理を推進する必要がある。【農林建設】 [1-3-②]

(要配慮者利用施設の避難確保計画等の促進)

- ③ 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務づけられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要がある。【総務・健康福祉】 [1-3-③]

(内水排除対策の推進)

- ④ 雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するための水路やポンプ施設の整備や適切な維持管理を推進する必要がある。【農林建設】 [1-3-④]

(地籍調査の推進)

- ⑤ 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を着実に進める必要がある。【国土調査】 [1-3-⑤]

(水防体制の充実・強化)

- ⑥ 豪雨災害が多発する中、地域において水防活動を担う水防団員（消防団員）の役割は重要性を増していることから、水防本部や水防管理団体との情報共有を図り、連絡体制を強化するとともに、水防活動を担う消防団員を対象として、水防技術の向上を図る研修を実施することなどにより、水防体制の充実・強化を図る必要がある。【総務】 [1-3-⑥]

(防災意識の普及啓発)

- ⑦ 大規模火災による逃げ遅れを防ぐため、幼稚園及び小・中学校の児童・生徒に対して、防災・減災をテーマにした学習活動や、避難訓練の実施などにより、防災意識の普及啓発を、引き続き行う必要がある。【教育】 [1-3-⑦]

#### 1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進)

- ① 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務づけられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要がある。【総務、健康福祉、教育】 [1-4-①]

(防災意識の普及啓発)

- ② ハザードマップの確認等による身近な災害リスクの把握や避難場所、避難経路の確認、気象警報、避難勧告等の情報の意味の理解、各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難勧告等発令時に安全が確保された在宅避難や安全な親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることなど、県、町が連携し、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」という自助の心構えにつながる防災意識の普及啓発を引き続き行う必要がある。【総務】 [1-4-②,⑤]

(自主防災組織の組織化と活動活性化の促進)

- ③ 県、町が連携して地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の組織化や活動活性化の取組を引き続き進めるとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、避難訓練の実施等、平常時からの活動活性化を図る必要がある。【総務】 [1-4-③]

(タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進)

- ④ 災害発生が予測される台風接近時等において、各防災関係機関が連携し、迅速で的確な対応が行えるよう、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する必要がある。【総務】 [1-4-④]

(地籍調査の推進)

- ⑤ 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を着実に進める必要がある。【国土調査】 [1-4-⑥]

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保

### 2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資備蓄の推進)

- ① 公的備蓄は、令和 3 年 1 月に県及び市町村で構成する岡山県災害時相互応援連絡協議会が改訂した備蓄計画である「緊急物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」に基づく必要量を確保しているが、避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を図るため、今後、備蓄物資の追加等、計画の見直しを行う必要がある。【総務】 [2-1-①,②]

(生活必需品の個人備蓄等の促進)

- ② 「3 日以上、推奨 1 週間分」の食料、水、その他生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落での自主防災組織等による備蓄が進むよう、県、町が連携し、様々な機会を通じて、さらに普及啓発に取り組む必要がある。【総務】 [2-1-③]

(支援物資物流体制の推進)

- ③ 流通業者などとの間で食料や生活必需品、医薬品等の調達に関する協定を締結するとともに、訓練の実施やマニュアルの整備などにより、実効性を高めていく必要がある。【総務】 [2-1-④]

(燃料供給体制の推進)

- ④ 災害時の優先給油に関する協定の締結を引き続き進めるとともに、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めていく必要がある。【総務】 [2-1-⑤]

(水道施設の計画的耐震化の促進)

- ⑤ 水道施設の基幹管路の耐震化率は低く、大規模地震時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、計画的に耐震化を促進する必要がある。【上下水道】 [2-1-⑥]

(道路啓開体制の確保)

- ⑥ 災害時の救助・救急、医療活動と連携した車両の通行ルート確保などを検討する必要がある。また、訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【農林建設】 [2-1-⑦]

(農道整備及び農道橋等の保全対策の推進)

- ⑦ 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるため、迂回路としての機能を持つ農道について、農道橋等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、県と連携し、保全対策工事を実施する必要がある。【農林建設】 [2-1-⑧]

(地籍調査の推進)

- ⑧ 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を着実に進める必要がある。【国土調査】 [2-1-⑨]

## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(道路交通の確保)

- ① 災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農道や林道の適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。【農林建設】 [2-1-⑧]

(道路啓開体制の確保)

- ② 災害時の救助・救急、医療活動と連携した車両の通行ルート確保などを検討する必要がある。また、訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。また、道路啓開時の被害状況の把握などを行うため、ドローン操縦者の養成を進める必要がある。【農林建設、総務】 [2-1-⑦,2-2-①]

(林道等の点検整備)

- ③ 国庫補助事業を活用し、林道等の再点検や定期点検を実施する必要がある。【農林建設】 [2-1-⑧]

(孤立可能性のある集落等での通信確保)

- ④ 災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ町との連絡窓口の明確化や、戸別受信機の設置やスマホアプリの導入など連絡手段の多重化により非常時の連絡体制を確保するとともに、家庭や集落単位での備蓄の促進、避難所における通信機能の確保を図る必要がある。【総務課】 [2-2-②,③]

(地籍調査の推進)

- ⑤ 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を着実に進める必要がある。【国土調査】 [2-2-⑥]

(農道整備及び農道橋等の保全対策の推進)

- ⑥ 災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、県と連携し、保全対策工事を実施する必要がある。【農林建設】 [2-1-⑧]

## 2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (地区防災計画の作成促進)

- ① 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【総務】 [2-3-①]

### (防災士の育成)

- ② 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、平常時から顔を合わせている地域や近隣の人々が互いに協力しながら、組織的に防災活動に取り組む「共助」が重要となることから、地域における共助の中核をなす自主防災組織等のリーダーとなる防災士の育成を図る必要がある。【総務】 [2-3-②]

### (円滑な受援体制の構築)

- ③ 災害時に県、他市町村、関係機関や、ボランティアや NPO 等の支援を受け入れるための手順等を定めた受援計画を策定したうえで、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制を構築する必要がある。【総務】 [2-3-③]

### (消防団の充実強化)

- ④ 住民への普及啓発に取り組んでいるが、全体の団員数が減少していることから、今後は女性や若手消防団員の確保に努める必要がある。また、出火時に消防団が活用する消防機庫や設備の更新により、消防団の機能を充実強化する必要がある。【総務】 [2-3-④]

### (自主防災組織の組織化と活動活性化の促進)

- ⑤ 県、町が連携して地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の組織化や活動活性化の取組を引き続き進めるとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、避難訓練の実施等、平常時からの活動活性化を図る必要がある。【総務】 [2-3-⑤]

## 2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### (災害時要配慮者個別支援計画の作成促進)

- ① 高齢者や障がい者などに対し、平常時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく災害時要配慮者個別支援計画の作成を促進し、実効性のある支援体制を構築する必要がある。【健康福祉】 [2-4-①]

### (医師会との連携)

- ② 災害時の医療関係者間の連携を確保するため、平常時から協定に基づく連携訓練を実施するなど浅口医師会との連携を図る必要がある。【健康福祉】 [2-4-②]

### (福祉避難所の指定拡大の促進)

- ③ 新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、さらに福祉避難所の指定施設を拡大し、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る必要がある。【健康福祉】 [2-4-③]

(道路啓開体制の確保)

- ④ 災害時の救助・救急、医療活動と連携した車両の通行ルート確保などを検討する必要がある。また、訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【農林建設】 [2-4-④]

## 2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

(帰宅困難者対策の推進)

- ① 企業に対して災害時の帰宅困難者を発生させないための対策を啓発するとともに、町内で帰宅困難者を受け入れる公共施設等を検討するなど、帰宅困難者の支援に備える必要がある。【総務】 [2-5-①]

(学校園での長期滞在対策の検討)

- ② 町内の公立学校園において災害時の授業再開のための指標を示すなどした BCP 策定を進める必要がある。また、町内の公立学校園の「学校防災マニュアル」に大規模災害時の児童生徒等の引き渡し基準を定めて保護者に周知しているが、長期間の待機が必要になった場合の、心のケア、食料の確保、宿泊等の対応について、検討する必要がある。【教育】 [2-5-②]

## 2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(予防接種の推進)

- ① 予防接種に関する情報提供や研修会の実施、予防接種の事前・事後の医療相談対応（子どもに対する情報提供や事前・事後の医療相談）により、予防接種への理解、認識の啓発を継続する必要がある。【健康福祉、教育】 [2-6-①]

(避難所における感染症対策の推進)

- ② 避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、施設の消毒のほか、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た人のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所運営訓練を実施する必要がある。【総務】 [2-6-②]

(下水道施設の耐震化の推進等)

- ③ 下水道施設の被災による衛生環境の悪化を防止するため、耐震化を進めるとともに、老朽化対策を適切に実施する必要がある。【上下水道】 [2-6-③]

## 2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの作成促進)

- ① 避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、町において、感染症対策を踏まえながら、早期に避難所を開設・運営できるよう「避難所運営マニュアル」を作成して、発災直後から衛生管理等に徹底して取り組み、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境を整える必要がある。【総務】 [2-7-①]

(学校施設等における対策)

- ② 災害時には避難所として利用される学校施設において、衛生環境を確保するため、洋式トイレの設置促進を図る必要がある。また、マンホールトイレの確保などにより、避難所等のし尿処理の環境を確保する必要がある。【教育、総務】 [2-7-②,③]

(予防接種の推進)

- ③ 予防接種に関する情報提供や研修会の実施、予防接種の事前・事後の医療相談対応（子どもに対する情報提供や事前・事後の医療相談）により、予防接種への理解、認識の啓発を継続する必要がある。【健康福祉、教育】 [2-7-⑦]

(物資備蓄の拡大)

- ④ 公的備蓄は、令和 3 年 1 月に県及び市町村で構成する岡山県災害時相互応援連絡協議会が改訂した備蓄計画である「緊急物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」に基づく必要量を確保しているが、避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を図るため、今後、備蓄物資の追加等、計画の見直しを行う必要がある。【総務】 [2-1-①,②]

(医師会との連携)

- ⑤ 災害時に医療関係者を確保するため、平常時から協定に基づく連携訓練を実施するなど浅口医師会との連携を図る必要がある。【健康福祉】 [2-4-②]

(避難所施設における感染症のまん延防止対策の促進)

- ⑥ 避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、施設の消毒のほか、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た人のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所運営訓練を実施する必要がある。また、避難所開設時の感染症予防のため、施設の消毒等、まん延防止措置を適切に実施する必要がある。【総務、健康福祉、町民】 [2-6-①]

(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等)

- ⑦ ハザードマップの確認等による身近な災害リスクの把握や避難場所、避難経路の確認、気象警報、避難勧告等の情報の意味の理解、各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難勧告等発令時に安全が確保された在宅避難や安全な親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることなど、県、町が連携し、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」という自助の心構えにつながる防災意識の普及啓発を引き続き行う必要がある。また、想定される災害の種別や、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた適切な規模や数の指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合には、県や国と情報共有や連携を図りながら、適時、的確な開設を行い、住民の安全を確保する必要がある。【総務】 [1-4-②、2-7-④]

### 3 必要不可欠な行政機能を確保

#### 3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(自主防犯活動の維持)

- ① 災害時においても町内の安全を確保するため、平常時から青色防犯パトロールの継続実施などにより、自主防犯活動を維持する必要がある。【企画商工】 [3-1-①]

#### 3-2) 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(町国土強靱化地域計画の策定推進)

- ① 町域の強靱化を効果的に推進するため、里庄町国土強靱化地域計画を策定するとともに、計画に基づき、県と一体となって強靱化施策に取り組む必要がある。【総務】 [3-2-①]

(里庄町業務継続計画の継続的な見直し)

- ② 里庄町業務継続計画（BCP）、上下水道災害等緊急時対策マニュアル、下水道BCPについて、計画の実効性を確認しながら、感染症対策の観点も踏まえ、PDCAサイクルにより、計画見直しを継続的に行っていく必要がある。【総務、上下水道】 [3-2-②,③,④,⑤]

(他市町村との連携強化)

- ③ 県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、県が実施する訓練やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高める必要がある。また、広域避難所の確保に向けた近隣市町との協定締結などを通じて、連携を強化する必要がある。【総務】 [3-2-⑥]

(災害対応業務を遂行できる職員の育成)

- ④ 被災者を支援するため、早期の支援が期待される避難所運営や住家被害認定調査等の災害対応業務について、円滑に遂行できる職員を育成する必要がある。【総務】 [3-2-⑦]

(住民周知に向けた情報伝達体制の確立)

- ⑤ 災害時に町の災害情報を室内で受信可能な戸別受信機を町内全戸に設置するなどして、住民周知に向けた情報伝達体制を確立する必要がある。【総務】 [3-2-⑩]

(職員初動マニュアルの策定)

- ⑥ 災害発生後、町職員が所属課、災害対策班の活動を円滑に進めることができるように、職員初動マニュアルを策定するとともに、初動時などの災害対応訓練を行うなどして、災害対応力を高める必要がある。【総務】 [3-2-⑧]

(社会福祉施設等の耐震化促進)

- ⑦ 医療機関や社会福祉施設等は、自力避難が困難な人が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化や非構造部材を含めた耐震対策、スプリンクラーの設置を進める必要がある。【総務、健康福祉】 [3-2-⑨]

(地区防災計画の作成促進)

- ⑧ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【総務】 [3-2-⑫]

(防災士の育成)

- ⑨ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、平常時から顔を合わせている地域や近隣の人々が互いに協力しながら、組織的に防災活動に取り組む「共助」が重要となることから、地域における共助の中核をなす自主防災組織等のリーダーとなる人材として、防災士の育成を図る必要がある。【総務】 [3-2-⑬]

(受援計画の策定)

- ⑩ 災害時に県、他市町村、関係機関、ボランティアや NPO 等の支援を受け入れるための手順等を定めた受援計画を策定したうえで、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制を構築する必要がある。【総務】 [3-2-⑭]

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保

### 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(防災用電源の安定的確保)

- ① 長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、指定避難所に太陽光発電装置や蓄電池の設置、役場庁舎の非常用電源を安定的に稼働させるための対策を維持するなど、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。【総務、教育】 [4-1-①]

(災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善)

- ② 災害情報伝達システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中で常に安定して稼働させるとともに、SNS や防災アプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。【総務】 [4-1-②]

(通信関連施設の耐災害性向上)

- ③ 災害に備えて計画的に庁舎のサーバの耐震化やデータセンターの活用など通信関連環境の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制の確保に努める必要がある。【総務】 [4-1-③]

(スマート自治体への体制整備)

- ④ 災害時の行政手続きを円滑かつ効率的に進めるため、行政手続きの電子化を推進する必要がある。【総務】 [4-1-④]

### 4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害時における公衆無線 LAN 環境の確保)

- ① 災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、町内の指定避難所などにおいて公衆無線 LAN 環境を構築する必要がある。【総務、教育】 [4-2-①]

(住民への情報伝達手段の多様化)

- ② テレビ・ラジオ放送が中断した場合においても、気象警報や避難勧告等の重要な情報を住民に伝達できるよう、県、町が連携し、スマホアプリや緊急速報メール、SNS、町内全戸への戸別受信機の設置など、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。【総務】 [4-2-②,③]

#### 4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用した住民への迅速な情報伝達環境の整備)

- ① 緊急地震速報や津波警報等の重要情報を国から市町村が直接受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)について、災害情報伝達システムを自動的に連動させ、迅速かつ確実に住民に情報伝達するため、運用訓練を定期的を実施するとともに、情報伝達手段を多重化する必要がある。また、災害情報伝達システムから登録制メール、ホームページ、分館放送、戸別受信機、SNSなどの複数媒体にワンオペレーションで情報伝達を行えるようにすることで、災害時の円滑な情報伝達を図る必要がある。【総務】 [4-3-①]

(障がい者への円滑な情報伝達対策等の促進)

- ② 聴覚障がい者宅に戸別受信機とパトランプを連携させるなどの対策により、確実に情報を伝達できるように整備する必要がある。【総務、健康福祉】 [4-3-②]

(住民への情報伝達手段の多様化)

- ③ テレビ・ラジオ放送が中断した場合においても、気象警報や避難勧告等の重要な情報を住民に伝達できるよう、県、町が連携し、スマホアプリや緊急速報メール、SNS、町内全戸への戸別受信機の設置など、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。【総務】 [4-3-④,⑤]

(ハザードマップ作成及び住民への適切な避難行動の促進)

- ④ ハザードマップを継続して更新するとともに、住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとるよう促す必要がある。【総務】 [4-3-③]

(幼少期からの防災教育の推進)

- ⑤ 日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や自主防災組織等を通じ、継続的に実施していく必要がある。【教育】 [4-3-③]

(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等)

- ⑥ 想定される災害の種別や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた適切な規模や数の指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合には、県や国と情報共有や連携を図りながら、適時、的確な開設を行い、住民の安全を確保する必要がある。【総務】 [4-3-⑦]

(災害時要配慮者個別支援計画の作成促進)

- ⑦ 高齢者や障がい者などに対し、平常時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく災害時要配慮者個別支援計画の作成を促進し、実効性のある支援体制を構築する必要がある。【健康福祉】 [4-3-⑦]

(医師会との連携)

- ⑧ 災害時に医療関係者を確保するため、平常時から協定に基づく連携訓練を実施するなど浅口医師会との連携を図る必要がある。【健康福祉】 [4-3-⑧]

(福祉避難所の指定拡大の促進)

- ⑨ 新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、さらに福祉避難所の指定施設を拡大し、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る必要がある。【健康福祉】 [4-3-⑦]

(地区防災計画の作成促進)

- ⑩ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【総務】 [4-3-⑥]

(災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善)

- ⑪ 災害情報伝達システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中で常に安定して稼働させるとともに、SNSやスマホアプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。【総務】 [4-3-⑨]

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(災害等に係る補助金・金融支援等の周知)

- ① 広報紙・商工会報等により災害対応に係る国・県・町の補助金・金融支援等の周知を図る必要がある。【企画商工】 [5-1-①]

(地籍調査の推進)

- ② 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を着実に進める必要がある。【国土調査】 [5-1-②]

### 5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善)

- ① 災害情報伝達システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中、常に安定して稼働するとともに、SNSや防災アプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。【総務】 [5-2-②]

(道路啓開体制の確保)

- ② 災害時の救助・救急、医療活動と連携した車両の通行ルート確保などを検討する必要がある。また、訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【農林建設】 [5-2-①]

### 5-3) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化)

- ① 被災による経済活動の停滞を防止するため、国・県道における緊急輸送道路の代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る必要がある。また、集落内などへのアクセスを円滑にするため、狭あい道路等の整備を推進する必要がある。【農林建設】 [5-3-①]

(道路法面等の落石・崩土防止等)

- ② 道路機能維持のため、道路法面等の落石・崩土防止対策等を効率的・効果的に行う必要がある。【農林建設】 [5-3-①]

(橋梁の長寿命化)

- ③ 橋梁等については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検・補修を実施することで長寿命化を図っており、引き続き予防保全の維持管理を推進し、維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。【農林建設】 [5-3-②]

(橋梁の耐震化推進)

- ④ 地震による落橋を防止するため、被災時に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を進める必要がある。【農林建設】 [5-3-③]

(地籍調査の推進)

- ⑤ 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を着実に進める必要がある。【国土調査】 [5-3-④]

### 5-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

(災害時の個人資産の保全)

- ① 士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士）との協定締結により、災害時の住民や事業者の資産の保全に係る支援を図る必要がある。【総務】 [5-4-①]

### 5-5) 食料等の安定供給の停滞

(支援物資物流体制の推進)

- ① 流通業者やコンビニエンスストア等との間で食料や生活必需品、医薬品等の調達に関する協定の締結などにより、1次及び2次物資保管庫を確保し、物流体制の実効性を高めていく必要がある。【総務】 [5-5-①]

(地籍調査の推進)

- ② 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を着実に進める必要がある。【国土調査】 [5-5-②]

(物資備蓄の推進)

- ③ 公的備蓄は、令和 3 年 1 月に県及び市町村で構成する岡山県災害時相互応援連絡協議会が改訂した備蓄計画である「緊急物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」に基づく必要量を確保しているが、避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を図るため、今後、備蓄物資の追加等、計画の見直しを行う必要がある。【総務】 [5-5-③]

(生活必需品の個人備蓄等の促進)

- ③ 「3 日分以上、推奨 1 週間分」の食料、水、その他生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落での自主防災組織等による備蓄が進むよう、県、町が連携し、様々な機会を通じて、さらに普及啓発に取り組む必要がある。【総務】 [5-5-④,⑤]

(農道整備及び農道橋等の保全対策の推進)

- ④ 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるため、迂回路としての機能を持つ農道について、農道橋等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、県と連携し、保全対策工事を実施する必要がある。【農林建設】 [5-5-⑥]

## 5-6) 農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

(防災重点ため池の安全対策の推進)

- ① ため池については、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修するとともに、低水位管理等の安全対策に加え、ため池ハザードマップ作成等の減災対策を進める必要がある。また、農業利用の見込みのないため池については、廃止の検討を行う必要がある。【農林建設】 [5-6-①]

(農業水利施設の保全)

- ② 農業水利施設の機能保全を計画的に実施する必要がある。【農林建設】 [5-6-②]

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(電源車派遣に関する事前協議)

- ① 大規模災害時に、広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療機関や社会福祉施設等への電源車派遣の要請が円滑に行われるよう、電源車派遣及び災害時燃料供給施設を登録し、事前に要請方法等を協議しておく必要がある。【総務】 [6-1-①]

(ガソリン、灯油等の確保対策)

- ② 町内燃料供給事業者と災害時応援協定の締結などにより、災害時のガソリン・灯油等の供給の停滞を防ぐ必要がある。【総務】 [6-1-②]

(防災用電源の安定的確保)

- ③ 長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、指定避難所に太陽光発電装置や蓄電池を設置したり、役場庁舎の非常用電源を安定的に稼働させるための対策を維持したりするなど、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。【総務、教育】 [6-1-③]

(通信関連施設の耐災害性向上)

- ④ 災害に備えて計画的に庁舎のサーバの耐震化やデータセンターの活用など通信関連環境の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制の確保に努める必要がある。【総務】 [6-1-④]

## 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の計画的耐震化の促進)

- ① 地震発生時に水道施設の基幹管路の被害を軽減し、早期に断水状態から復旧させるため、町公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づき、配水本管の耐震管への布設替えを進める必要がある。【上下水道】 [6-2-①]

## 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の老朽化対策の推進)

- ① 下水道施設については、これまで長寿命化対策により改築事業を行ってきたが、今後想定される耐用年数を経過した管渠等のストックの急激な老朽化の進行に対応するため、新たにストックマネジメント計画を策定し、計画的に対策を実施する必要がある。【上下水道】 [6-3-①]

(合併処理浄化槽の設置促進)

- ② 合併処理浄化槽の設置促進を図っており、設置基数は増加傾向にあるが、老朽化した単独処理浄化槽が多数残存しており、災害に強い合併処理浄化槽への転換等をさらに促進する必要がある。【上下水道】 [6-3-②]

(下水道施設の耐震化の推進)

- ③ 下水道施設の被災による衛生環境の悪化を防止するため、耐震化を進めるとともに、老朽化対策を適切に実施する必要がある。【上下水道】 [6-3-③]

(下水道BCPの定期的な見直し)

- ④ 下水道BCPは策定済であり、引き続き、災害発生時の迅速な復旧、事業継続に向け、下水道BCPの定期的な見直しを図る必要がある。【上下水道】 [6-3-④]

## 6-4) 地域交通ネットワークが長期にわたり分断される事態

(落石等危険箇所対策及び道路啓開体制の確保)

- ① 道路の防災・減災機能を高めるため、落石・崩土危険箇所の解消を進めているが、対策実施後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には、必要に応じて災害時協力協定締結機関にも協力を求め、迅速な道路啓開に努める必要がある。【農林建設】 [6-4-①]

(地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備)

- ② 地域交通ネットワークを構成する国道、県道、町道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める必要がある。【農林建設】 [6-4-②]

(農道整備及び農道橋等の保全対策の推進)

- ③ 災害時において、迂回路としての機能を持つ農道について、農道橋や農道トンネル等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、県と連携し、保全対策工事を実施する必要がある。【農林建設】 [2-1-⑧]

(林道等の点検整備)

- ④ 国庫補助事業を活用し、林道等の再点検や、定期点検を実施する必要がある。【農林建設】 [2-1-⑧]

(橋梁の長寿命化の推進)

- ⑤ 橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検・補修を実施し、長寿命化を図っており、引き続き予防保全型の維持管理を推進し、維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。【農林建設】 [6-4-③]

(地籍調査の推進)

- ⑥ 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を着実に進める必要がある。【国土調査】 [6-4-②]

## 6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(災害情報システムの強靱化)

- ① 災害情報伝達システムのバックアップ回線を確保するなどして、災害時の情報伝達の機能不全を防ぐ対策を進める必要がある。【総務】 [6-5-①]

(計画的な河川施設整備の推進)

- ② 洪水被害を未然に防ぐためにも、過去の水害発生状況を踏まえ、護岸整備や異常洗掘、土砂堆積箇所等を考慮した対策を進める必要がある。【農林建設】 [6-5-③]

(社会福祉施設等の耐震化促進)

- ③ 医療機関や社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化や非構造部材を含めた耐震対策、スプリンクラーの設置を進める必要がある。【総務、健康福祉】 [6-5-②]

(地籍調査の推進)

- ④ 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を着実に進める必要がある。【国土調査】 [6-5-④]

(防災重点ため池の安全対策の推進)

- ⑤ ため池については、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修するとともに、低水位管理等の安全対策に加え、ため池ハザードマップ作成等の減災対策を進める必要がある。また、農業利用の見込みのないため池については、廃止の検討を行う必要がある。【農林建設】 [6-5-⑤]

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(初期消火体制の充実)

- ① 婦人防火クラブによる消火器及び住宅用火災報知器設置の周知など、消防団や自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る必要がある。また、既設の消火栓の更新及び設置箇所の検討による拡充を図る必要がある。【総務】 [7-1-①,②]

(消防団の充実強化)

- ② 住民への普及啓発に取り組んでいるが、全体の団員数が減少していることから、今後は女性や若手消防団員の確保に努める必要がある。また、出火時に消防団が活用する消防機庫や設備の更新により、消防団の機能を充実強化する必要がある。【総務】 [7-1-③]

(地区防災計画の作成促進)

- ③ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【総務】 [7-1-④]

### 7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(住宅・建築物の耐震化促進)

- ① 里庄町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進しており、支援制度の拡充を図ること等により一定の進捗がみられるが、引き続き、補助制度の拡充や広報活動により、耐震化促進策を検討する必要がある。また、ブロック塀等の撤去事業により、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防ぐ必要がある。【農林建設】 [7-2-①]

### 7-3) ため池・防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(防災重点ため池の安全対策の推進)

- ① ため池については、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修するとともに、低水位管理等の安全対策に加え、ハザードマップ作成等の減災対策を進める必要がある。また、農業利用の見込みのないため池については、廃止の検討を行う必要がある。【農林建設】 [7-3-①]

(社会福祉施設等の耐震化促進)

- ② 医療機関や社会福祉施設等は、自力避難が困難な人が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化や非構造部材を含めた耐震対策、スプリンクラーの設置を進める必要がある。【総務、健康福祉】 [7-3-②]

#### 7-4) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

(有害物質対策の強化)

- ① 防護服の備蓄及び防護服制作事業者との災害時応援協定締結などにより、災害時の有害物質対策の強化を図る必要がある。【町民】 [7-4-①]

(要管理物・有害物質への対応)

- ② 業者引取ルートを整備などの対策を講じ、要管理物・有害物質の適正処理を推進する必要がある。【町民】 [7-4-②]

#### 7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(危険木の計画的な伐採の推進)

- ① 森林の持つ土砂災害防止等の機能が持続的に発揮されるよう、県等と連携しながら、各種補助事業を有効に活用し、倒木の可能性がある危険木等の効果的な伐採を推進する必要がある。【農林建設】 [7-5-①]

(鳥獣被害防止対策の推進)

- ② 野生鳥獣による農林産物被害は荒廃農地の発生や森林の荒廃を招くおそれがあるため、鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。【農林建設】 [7-5-②,③]

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物仮置場の選定、確保及び災害廃棄物の迅速な処理)

- ① 災害時に迅速な復旧・復興を進めるため、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物仮置場を平常時に選定・確保する必要がある。また、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、再資源化や広域処理の処理先を確保する必要がある。【町民】 [8-1-①,②]

### 8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(支援協定締結団体との連携強化)

- ① 災害時の障害物の除去や応急復旧等に必要となる人員、資機材等を確保するため、民間事業者等との災害時応援協定の締結の推進や、関係者との連携を強化する必要がある。【総務】 [8-2-①]

(災害救援専門ボランティアの登録推進、スキルアップ)

- ② 災害救援専門ボランティアの種類ごとに、新規ボランティアの養成や既登録者の研修を行っているが、今後も、新規登録ボランティアのさらなる掘り起こしや、実践型の訓練等を通じた登録者のスキルアップを図る必要がある。【健康福祉】 [8-2-②]

(災害ボランティア関係機関との連携強化)

- ③ 平成 30 年 7 月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対策も踏まえ、災害ボランティア関係機関とのさらなる連携強化を図る必要がある。【健康福祉】 [8-2-③]

(他市町村との連携強化)

- ④ 県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、県が実施する訓練やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高める必要がある。また、広域避難所の確保に向けた近隣市町との協定締結などを通じて、連携を強化する必要がある。【総務】 [8-2-④]

(災害時の個人資産の保全)

- ⑤ 士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士）との協定締結により、災害時の住民や事業者の資産の保全に係る支援を図る必要がある。【総務】 [8-2-⑤]

### 8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財施設の適切な維持管理)

- ① 文化財施設を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財保護のための災害時対策マニュアルの作成などにより、文化財の特性に応じた計画的な防災・老朽化対策、維持管理を適切に実施する必要がある。【教育】 [8-3-①]

### 8-4) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(計画的な河川施設整備の推進)

- ① 洪水被害を未然に防ぐためにも、過去の水害発生状況を踏まえ、護岸整備や異常洗堀、土砂堆積箇所等を考慮した対策を進める必要がある。【農林建設】 [8-4-①]

### 8-5) 事業用地の確保及び仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(被災地における仮設住宅への飲料水供給)

- ① 応急仮設住宅に速やかに飲料水を供給することができるように、仮設住宅等への仮設管の設置手順等をあらかじめ検討する必要がある。【上下水道】 [8-5-①]

(地籍調査の推進)

- ② 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を着実に進める必要がある。【国土調査】 [8-5-②]

## 【別紙 2】 個別事業一覧（具体的な取組）

98 件の取組を起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別に整理した結果、再掲 64 件を含め計 162 件の取組となった（下表）。リスクシナリオ別の取組は、次頁以降のとおりとなった。

表 リスクシナリオ別取組件数一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	取組件数			
			うち再掲	合計 162	うち再掲 64
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	12	0	31	4
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	6	0		
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	7	2		
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	6	2		
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	9	1	38	13
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	6	3		
	2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	5	2		
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	4	1		
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	2	0		
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	3	0		
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	9	6		
3 必要不可欠な行政機能を確保	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	1	0	15	6
	3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	14	6		
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	5	0	20	12
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	3	2		
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	12	10		
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	2	1	18	9
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	2	2		
	5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	6	2		
	5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響	1	0		
	5-5 食料等の安定供給の停滞	5	4		
	5-6 農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響	2	0		
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	4	2	16	11
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	1	1		
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	4	2		
	6-4 地域交通ネットワークが長期にわたり分断される事態	3	2		
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	4	4		
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	4	2	13	5
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	1	1		
	7-3 ため池・防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	2	2		
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	2	0		
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	4	0		
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	2	0	11	4
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	5	2		
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	1	0		
	8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1	1		
	8-5 事業用地の確保及び仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	2	1		

(事前に備えるべき目標)

## 1 直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態)

### 1-1) 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

#### (1) 住宅・建築物の耐震化 [農林建設課]

取組	・ 里庄町耐震改修促進計画に基づく住宅・建築物の耐震化の促進や、支援制度の拡充を図ること等により一定の進捗はみられるが、補助制度の拡充や広報活動により、さらに耐震化を推進する必要がある。 【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
○町内に存在する住宅・建築物の耐震化率  78%	・ 95% (R7)	
<b>関連計画</b>	里庄町耐震改修促進計画	
<b>実施主体</b>	町	

#### (2) 住宅・建築物の耐震化 (ブロック塀等の撤去) [農林建設課]

取組	・ 地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害及び倒壊後の通行の妨げを防ぎ、災害に強いまちづくりを進めるため、ブロック塀等の撤去事業を推進する。 【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
○ブロック塀等の撤去箇所数  0 か所	・ 30 か所 (R7)	
<b>関連計画</b>	里庄町耐震改修促進計画	
<b>実施主体</b>	町	

(3) 町立学校園の耐震化促進 [教育委員会]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の耐震化の促進、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等</li> </ul> <p>【対象地区等】 東・西幼稚園、東・西小学校、中学校</p>	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
	○町立学校園の建築物の耐震化率  100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100% (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	第4次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(4) 生涯学習施設等の耐震化促進 [教育委員会]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の耐震化の促進、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策等</li> </ul> <p>【対象地区等】 東公民館、西公民館、中央公民館（老人福祉センター）、里庄総合文化ホール「フロイデ」、歴史民俗資料館、駅前コミュニティ、図書館</p>	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
	○生涯学習施設等の建築物の耐震化率 57%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 71% (R7)</li> </ul>
	○非構造部材の点検・調査 0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 42% (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	第4次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(5) 社会福祉施設等の耐震化促進 [教育委員会]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の耐震化の促進、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策等</li> </ul> <p>【対象地区等】 福社会館、中央公民館（老人福祉センター）</p>	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
	○社会福祉施設等の建築物の耐震化率  0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50% (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	第4次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(6) 健康福祉センターの耐震化 [総務課、健康福祉課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断及び改修</li> </ul> <p>【対象地区等】 健康福祉センター（増築部分）</p>	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○健康福祉センターの耐震化件数  0 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 件 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(7) 町営住宅の維持管理 [農林建設課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営住宅については老朽化が進んでいるため、代替施設となる民営借家等のストック確保を検討する必要がある。</li> </ul> <p>【対象地区等】 町営住宅 18 棟</p>	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○町営住宅 18 棟の維持管理  1 棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 棟 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(8) 施設の耐災害性向上 [教育委員会]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化対策、ブロック塀、安全柵等の安全点検及び安全対策等</li> </ul> <p>【対象地区等】 各地区コミュニティ公園</p>	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○老朽化対策に基づく改修率  20%	<ul style="list-style-type: none"> <li>80% (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(9) 都市公園施設の維持管理 [農林建設課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に避難場所、災害復旧の拠点となる都市公園施設について、災害時に有効に機能するよう、適切な維持管理が必要である。</li> </ul> <p>【対象地区等】 つばきの丘運動公園</p>	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○都市公園の維持管理  1 か所	・ 1 か所 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(10) 大規模盛土造成地調査 [農林建設課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模地震時等に地滑りや崩壊により大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地について、現状の調査を行う必要がある。</li> <li>・ 現地調査を行い、必要な箇所については第二次スクリーニングを実施する。</li> </ul> <p>【対象地区等】 町内 10 か所</p>	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○大規模盛土造成地の現地調査実施割合  0%	・ 100% (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(11) 橋梁の耐震化 [農林建設課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災時に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を推進する。</li> </ul> <p>【対象地区等】 大仁子跨道橋(緊急輸送道路上)</p>	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○橋梁の耐震化推進  0 橋	・ 1 橋 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(起きてはならない最悪の事態)

## 1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

### (1) 消防団の充実強化 [総務課]

<b>取組</b>	・ 消防団員数の確保 ・ 消防機庫の建て替え  【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
○消防団員数 264 人  ○消防機庫の建て替え箇所数 1 か所	・ 268 人 (R7)  ・ 3 カ所 (R7)	
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

### (2) 公共施設の防火対策の促進 [教育委員会]

<b>取組</b>	・ スプリンクラーの設置  【対象地区等】 教育施設・社会福祉施設	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
○スプリンクラーの設置箇所数  1 か所	・ 14 か所 (R7)	
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(3) 幼稚園及び小・中学校の児童、生徒への普及・啓発活動の実施 [教育委員会]

<b>取組</b>	・ 教育カリキュラムや課外活動に防災・減災を取り上げる。避難訓練を実施する。 【対象地区等】 東・西幼稚園、東・西小学校、中学校	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○防災・減災を対象にした学習活動の実施回数  2回	・ 10回 (R7)
<b>関連計画</b>	第4次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(4) 空家の除却対策 [総務課 (一部町民課)]

<b>取組</b>	・ 除却に対する支援制度の確立 【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○除却に対する補助制度の創設  0	・ 1 (R7)
	○固定資産税の減免制度の創設  0	・ 1 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(起きてはならない最悪の事態)

### 1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

#### (1) 河川施設の整備 [農林建設課]

<b>取組</b>	・ 過去の被害発生状況を踏まえ、護岸整備や異常洗堀及び土砂堆積箇所への対策を実施する。 【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○護岸整備及び堆積土砂の撤去 0 か所	・ 2 か所 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

#### (2) 農業水利施設の排水機能の確保 [農林建設課]

<b>取組</b>	・ 農業用水路については、排水能力を確保するため、護岸の整備や堆積土砂の撤去を実施する。 また、排水機の機能保全を計画的に実施する。 【対象地区等】 水路：町内全域 排水機：里見排水機場、駅東・西排水機場	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○水路の整備箇所数 0 か所	・ 5 か所 (R7)
	○排水機場の機能保全箇所 0 か所	・ 1 か所 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(3) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進 [総務課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難確保計画作成</li> </ul> 【対象地区等】 東幼稚園・東小学校	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
	○避難確保計画作成箇所数  0 か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 か所 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	要配慮者利用施設	

(4) 内水排除対策 [農林建設課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、水路やポンプ施設の整備や適切な維持管理を行う必要がある。</li> </ul> 【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
	○水路やポンプ施設の維持管理  0 か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 か所 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(5) 地籍調査事業の推進 [国土調査室]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地籍調査事業の完了</li> </ul> 【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
	○地籍調査事業進捗率  78.25%	<ul style="list-style-type: none"> <li>100%</li> </ul> ※R5 年度に完了予定
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(6) 消防力の充実強化（総務課） ※取組内容等は 1-2（1）に記載

(7) 幼小中学校園の児童、生徒への普及・啓発活動の実施（教育委員会） ※取組内容等は 1-2（3）に記載

（起きてはならない最悪の事態）

#### 1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（必要な取組）

(1) 配慮が必要な園児、児童及び生徒の把握や安否確認・避難誘導に係る体制の構築

[総務課、健康福祉課、教育委員会]

取組	・ 児童・生徒の要配慮者についての医療救護活動や避難誘導等を円滑に行うため、各種訓練等通じ、迅速な緊急時体制を構築する。 【対象地区等】 東・西幼稚園、東・西小学校、中学校	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
○避難計画の策定数 5 施設	・ 5 施設 (R7)	
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(2) 防災意識の普及啓発 [総務課]

取組	・ 出前講座の実施 【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
○出前講座の実施回数 2 回/年	・ 5 回/年 (R7)	
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(3) 自主防災組織の組織率向上 [総務課]

<b>取組</b>	・ 自主防災組織の新規設置 【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○自主防災組織の設置地区数  21 地区	・ 37 地区 (R7)
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(4) タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進 [総務課]

<b>取組</b>	・ タイムラインの作成 【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○タイムラインの作成  1 個	・ 1 個 (R7)
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(5) 幼稚園及び小・中学校の児童、生徒への普及・啓発活動の実施（教育委員会） ※取組内容等は 1-2 (3) に記載

(6) 地籍調査事業の推進（国土調査室） ※取組内容等は 1-3 (5) に記載

(事前に備えるべき目標)

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保

(起きてはならない最悪の事態)

### 2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(必要な取組)

#### (1) 物資備蓄の推進 [総務課]

<b>取組</b>	・ 非常食の確保 【対象地区等】 -	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○非常食の確保数 3,900 食		・ 6,500 食 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

#### (2) 物資備蓄の拡大 [総務課]

<b>取組</b>	・ おむつ・生理用品の確保 【対象地区等】 -	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○おむつ・生理用品の確保数 526 枚		・ 各 1,000 枚 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(3) 生活必需品の個人備蓄等の促進 [総務課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出前講座による周知</li> </ul> 【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○出前講座の実施回数 2回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7回 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	第4次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(4) 支援物資物流体制の推進 [総務課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業との協定締結</li> </ul> 【対象地区等】 全国の支援物資取扱事業者	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○民間企業との協定締結数 2社		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4社 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(5) 燃料供給体制の推進 [総務課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料供給事業者との協定締結</li> </ul> 【対象地区等】 町内の燃料供給事業者	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○燃料供給事業者との協定締結数 0社		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2社 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(6) 基幹管路の計画的耐震化の促進 [上下水道課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に基幹管路の被害を軽減し、早期に断水状態から復旧させるため、町公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づき、配水本管の耐震管への布設替えを進める。</li> </ul> <p>【対象地区等】 町内全域</p>	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○水道の配水本管の耐震管布設率  22.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>25.5% (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	第4次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(7) 早期の道路啓開 [農林建設課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における救助・救急、医療活動と連携した啓開ルートの設定について、検討を行う必要がある。</li> </ul> <p>【対象地区等】 町内全域</p>	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○啓開ルートの設定検討  0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>100% (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(8) 道路交通の確保 [農林建設課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農道や林道の適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。</li> </ul> <p>【対象地区等】 町内全域</p>	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○町内の農道及び林道の維持管理  6 路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 路線 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(9) 地籍調査事業の推進 (国土調査室) ※取組内容等は 1-3 (5) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(必要な取組)

### (1) ドローンを活用した情報収集 [総務課]

<b>取組</b>	・ ドローン操縦者の養成 【対象地区等】 -	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○ドローン操縦者の養成 0人		・ 2人 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

### (2) 戸別受信機の設置 [総務課]

<b>取組</b>	・ 戸別受信機の設置 【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○戸別受信機の設置率 0%		・ 70% (R7)
<b>関連計画</b>	第4次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

### (3) スマホアプリの導入 [総務課]

<b>取組</b>	・ スマホアプリの導入 【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○スマホアプリの導入数 0件		・ 5,000件 (R7)
<b>関連計画</b>	第4次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

- (4) 地籍調査事業の推進（国土調査室） ※取組内容等は 1-3（5）に記載
- (5) 早期の道路啓開（農林建設課） ※取組内容等は 2-1（7）に記載
- (6) 道路交通の確保（農林建設課） ※取組内容等は 2-1（8）に記載

（起きてはならない最悪の事態）

### 2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（必要な取組）

#### (1) 地区防災計画の作成促進 [総務課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区防災計画の作成</li> </ul> 【対象地区等】 自主防災組織	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○地区防災計画の作成地区数  0 地区		・ 2 地区 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

#### (2) 防災士の育成 [総務課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格取得に係る補助</li> </ul> 【対象地区等】 住民全員	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○資格取得に係る補助人数  42 人		・ 50 人 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(3) 受援体制の確立 [総務課]

<b>取組</b>	・ 受援体制の確立 【対象地区等】 -	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
	○受援計画の策定  0%	・ 100% (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(4) 消防力の充実強化 (総務課) ※取組内容等は 1-2 (1) に記載

(5) 自主防災組織の組織率向上 (総務課) ※取組内容等は 1-4 (3) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

**2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺**

(必要な取組)

(1) 災害時要配慮者個別支援計画の策定 [健康福祉課]

<b>取組</b>	・ 個別計画の策定 【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
	○災害時要配慮者個別支援計画の策定件数  13 件	・ 50 件 (R7)
<b>関連計画</b>	里庄町地域防災計画	
<b>実施主体</b>	町	

(2) 浅口医師会との連携 [健康福祉課]

<b>取組</b>	・ 協定に基づく連携訓練の実施 【対象地区等】 浅口医師会	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○協定に基づく連携訓練の実施回数  0 回	・ 3 回 (R7)
<b>関連計画</b>	里庄町地域防災計画	
<b>実施主体</b>	町	

(3) 福祉避難所の指定拡大 [総務課、健康福祉課]

<b>取組</b>	・ 福祉避難所の指定 【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○福祉避難所の指定箇所数  2 か所	・ 3 か所 (R7)
<b>関連計画</b>	里庄町地域防災計画	
<b>実施主体</b>	町	

(4) 早期の道路啓開 (農林建設課) ※取組内容等は 2-1 (7) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

## 2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

(必要な取組)

### (1) 帰宅困難者対策の推進 [総務課]

<b>取組</b>	・ 公共施設等での受入想定を地域防災計画に記載する 【対象地区等】 -	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○帰宅困難者の受入施設数  0 施設	・ 1 施設 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

### (2) 学校園への長期滞在対策の検討 [教育委員会]

<b>取組</b>	・ 学校園における BCP の策定 ・ 授業再開のための指標の作成 【対象地区等】 東・西幼稚園、東・西小学校、中学校	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○BCP 策定校数  3 校	・ 3 校 (R7)
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	幼稚園、小学校、中学校	

(起きてはならない最悪の事態)

## 2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(必要な取組)

### (1) 予防接種の推進 [健康福祉課]

<b>取組</b>	・ 法律によって接種が義務づけられている予防接種の接種率 100%を維持する 【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○予防接種の接種率 100%		・ 100% (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

### (2) 避難所における感染症対策の推進 [総務課]

<b>取組</b>	・ パーティション等防災用マルチテント等の購入 【対象地区等】 -	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○パーティション等の購入数 0 個		・ 100 個 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(3) 下水道施設の耐震化の推進等 [上下水道課]

取組	・ 下水道管布設当初から行っているが、管渠耐震化（液状化対策）を引き続き実施 【対象地区等】 下水道認可区域	
重要業績指標 現状 (令和元年度実績)		目標
○下水道管の管渠耐震化率 ※既に、新設下水道管の布設については耐震化（液状化対策）を行っている ので、継続的に実施。  100%		・ 100% (R7)
関連計画	里庄町地域防災計画	
実施主体	町	

(起きてはならない最悪の事態)

**2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生**

(必要な取組)

(1) 避難所運営マニュアルの作成 [総務課]

取組	・ 避難所運営マニュアルの作成 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現状 (令和元年度実績)		目標
○避難所運営マニュアルの作成  0%		・ 100% (R7)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 学校施設における洋式トイレの改修促進 [教育委員会]

<b>取組</b>	・ 洋式トイレの設置 【対象地区等】 東・西小学校、中学校	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○洋式化改修校数 0 校		・ 3 校 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(3) マンホールトイレ保有台数の拡大 [総務課]

<b>取組</b>	・ マンホールトイレの購入 【対象地区等】 -	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○マンホールトイレの保有数 2 基		・ 10 基 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

- (4) 防災意識の普及啓発（指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等）（総務課） ※取組内容等は 1-4（2）に記載
- (5) 物資備蓄の推進（総務課） ※取組内容等は 2-1（1）に記載
- (6) 物資備蓄の拡大（総務課） ※取組内容等は 2-1（2）に記載
- (7) 浅口医師会との連携（健康福祉課） ※取組内容等は 2-4（2）に記載
- (8) 予防接種の推進（健康福祉課） ※取組内容等は 2-6（1）に記載
- (9) 避難所における感染症対策の推進（総務課） ※取組内容等は 2-6（2）に記載

(事前に備えるべき目標)

### 3 必要不可欠な行政機能を確保

(起きてはならない最悪の事態)

#### 3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(必要な取組)

(1) 自主防犯活動の維持 [企画商工課]

<b>取組</b>	・ 青色防犯パトロールの継続実施 【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
○青色防犯パトロール実施回数 年 22 回	・ 年 23 回 (R7)	
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	県警・町	

(起きてはならない最悪の事態)

#### 3-2) 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(必要な取組)

(1) 国土強靱化地域計画の策定 [総務課]

<b>取組</b>	・ 国土強靱化地域計画の策定及びフォローアップ調査の実施 【対象地区等】 -	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
○計画の策定数 0%	・ 100% (R2 年度) ・ フォローアップ 5 回	
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

## (2) 里庄町業務継続計画の継続的な見直し [総務課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>里庄町業務継続計画の見直し</li> </ul> 【対象地区等】 -	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○里庄町業務継続計画の見直し回数  0 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 回 (R7)</li> </ul>
	<b>関連計画</b>	-
	<b>実施主体</b>	町

## (3) 上下水道災害等緊急時対策マニュアルの継続的な見直し [上下水道課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に計画的な応急給水の実施や通常給水の早期回復などの応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制を作り、災害対策を適切に行う。</li> </ul> 【対象地区等】 町内全域	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○上下水道災害等緊急時対策マニュアルの見直し回数  0 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 回 (R7)</li> </ul>
	<b>関連計画</b>	-
	<b>実施主体</b>	町

## (4) 下水道 BCP の継続的な見直し [上下水道課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に策定している下水道 BCP の継続的な見直し。</li> </ul> 【対象地区等】 下水道供用開始区域	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○下水道 BCP の見直し回数  0 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 回 (R7)</li> </ul>
	<b>関連計画</b>	-
	<b>実施主体</b>	町

(5) 災害時の業務継続体制の確保 [全課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設及び職員の被災が生じた場合も業務を継続できる体制、対策を検討する。</li> </ul> 【対象地区等】 -	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
	○町の業務継続計画の継続見直し  0回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2回 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	第4次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(6) 他市町村との連携強化 [総務課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難所の確保に向けた近隣市町との協定締結</li> </ul> 【対象地区等】 -	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
	○広域避難所の確保に向けた近隣市町との協定締結件数  0件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2件 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(7) 災害対応業務を遂行できる職員の育成 [総務課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な人事及び行政改革の推進</li> </ul> 【対象地区等】 -	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
	○課設置条例の見直し検討回数  0回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	里庄町行政改革大綱、里庄町行政改革実施計画	
<b>実施主体</b>	町	

(8) 職員初動マニュアルの策定 [総務課]

<b>取組</b>	・ 職員初動マニュアルの策定 【対象地区等】 -	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○職員初動マニュアルの策定 0%		・ 100% (R2 年度)
<b>関連計画</b>	里庄町地域防災計画	
<b>実施主体</b>	町	

(9) 健康福祉センターの耐震化 (総務課・健康福祉課) ※取組内容等は 1-1 (6) に記載

(10) 戸別受信機の設置 (総務課) ※取組内容等は 2-2 (4) に記載

(11) スマホアプリの導入 (総務課) ※取組内容等は 2-2 (5) に記載

(12) 地区防災計画の作成促進 (総務課) ※取組内容等は 2-3 (1) に記載

(13) 防災士の育成 (総務課) ※取組内容等は 2-3 (2) に記載

(14) 受援体制の確立 (総務課) ※取組内容等は 2-3 (3) に記載

(事前に備えるべき目標)

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保

(起きてはならない最悪の事態)

### 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(必要な取組)

#### (1) 指定避難所への太陽光発電装置の設置 [総務課・教育委員会]

<b>取組</b>	・ 太陽光発電装置及び蓄電池の設置 【対象地区等】 東・西公民館	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○指定避難所への太陽光発電装置の設置施設数 4 か所		・ 6 か所 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

#### (2) 災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善 [総務課]

<b>取組</b>	・ 庁舎の非常用電源の維持 【対象地区等】 役場庁舎	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○非常用電源の維持箇所数 1 か所		・ 1 か所 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(3) 通信関連施設及び備品の対災害性向上 [総務課]

<b>取組</b>	・ サーバの耐震化及びデータセンターの活用 【対象地区等】 -	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○サーバの耐震化率 100% ○データセンターの活用 1 か所	・ 100% (R7) ・ 1 か所 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(4) スマート自治体への体制整備 [総務課]

<b>取組</b>	・ 行政手続きの電子化 【対象地区等】 -	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○行政手続きの電子化事業数 8 事業	・ 18 事業 (R7)
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(起きてはならない最悪の事態)

#### 4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(必要な取組)

##### (1) 災害時における公衆無線LAN環境の確保 [総務課・教育委員会]

取組	・ 指定避難所における Wi-Fi 環境の構築 【対象地区等】 指定避難所（東公民館、西公民館、中央公民館（老人福祉センター）、東・西小学校、中学校、図書館）	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○Wi-Fi 環境を構築する指定避難所数 0 か所	・ 2 か所 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(2) 戸別受信機の設置 (総務課) ※取組内容等は 2-2 (4) に記載

(3) スマホアプリの導入 (総務課) ※取組内容等は 2-2 (5) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

#### 4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(必要な取組)

##### (1) 災害情報伝達システムの構築 [総務課]

取組	・ ワンオペレーションによる複数媒体への情報伝達 【対象地区等】 緊急速報メール、登録制メール、ホームページ、分館放送、戸別受信機、スマホアプリ	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	○ワンオペレーションとする情報伝達媒体数 1 媒体	・ 6 媒体 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(2) 障がい者への円滑な情報伝達対策等の促進 [総務課・健康福祉課]

<b>取組</b>	・ 聴覚障がい者宅への戸別受信機及びパトランプの設置 【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>	
○聴覚障がい者宅への戸別受信機及びパトランプの設置数  0 個	・ 30 個 (R7)	
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(3) 防災意識の普及啓発 ※取組内容等は 1-2 (3) (教育委員会)、1-4 (2) (総務課) に記載

(4) 戸別受信機の設置 (総務課) ※取組内容等は 2-2 (4) に記載

(5) スマホアプリの導入 (総務課) ※取組内容等は 2-2 (5) に記載

(6) 地区防災計画の作成促進 (総務課) ※取組内容等は 2-3 (1) に記載

(7) 災害時要配慮者個別支援計画の策定 (健康福祉課) ※取組内容等は 2-4 (1) に記載

(8) 浅口医師会との連携 (健康福祉課) ※取組内容等は 2-4 (2) に記載

(9) 災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善 (総務課) ※取組内容等は 4-1 (2) に記載

(事前に備えるべき目標)

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態)

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(必要な取組)

(1) 災害対応等に係る補助金・金融支援等の周知 [企画商工課]

取組	・ 町の各種広報媒体及び商工会報等により国・県・町の支援事業の周知を図る 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)	目 標
	○町の各種広報媒体及び商工会報等 での支援メニューの掲載回数  0 回	・ 2 回 (R7)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 地籍調査事業の推進 (国土調査室) ※取組内容等は 1-3 (5) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(必要な取組)

(1) 早期の道路啓開 (農林建設課) ※取組内容等は 2-1 (7) に記載

(2) 災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善 (総務課) ※取組内容等は 4-1 (2) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 5-3) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(必要な取組)

#### (1) 道路交通基盤の整備 [農林建設課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路整備等促進事業を推進。 【対象地区等】 町内全域</li> <li>・ 道路機能維持のため、道路法面等の落石・崩土防止等を効率的・効果的に行う。 【対象地区等】 町内全域</li> <li>・ 国・県道における緊急輸送道路等の代替路として幹線道路の整備を進める。 【対象地区等】 町道里見 716 号線ほか</li> </ul>	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○狭あい道路整備等促進事業の実施 10 路線</li> <li>○道路法面等の落石・崩土防止等の実施 0 か所</li> <li>○町道の整備 0 路線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16 路線 (R7)</li> <li>・ 1 か所 (R7)</li> <li>・ 1 路線 (R7)</li> </ul>
	<b>関連計画</b>	-
	<b>実施主体</b>	町

#### (2) 橋梁等の長寿命化 [農林建設課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橋梁等については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検・補修を実施することで長寿命化を図っており、引き続き予防保全の維持管理を推進する。 【対象地区等】 町内全域</li> </ul>	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁点検及び補修の実施 ※ 5年に一度、橋梁等の点検を行い、橋梁の健全度がⅢ判定の橋梁等について、次回の点検までに補修を行う 点検：19 橋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点検：78 橋 補修：7 橋 (R7)</li> </ul>
	<b>関連計画</b>	-
	<b>実施主体</b>	町

- (3) 橋梁の耐震化（農林建設課） ※取組内容等は 1-1（11）に記載
- (4) 地籍調査事業の推進（国土調査室） ※取組内容等は 1-3（5）に記載

（起きてはならない最悪の事態）

#### 5-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

（必要な取組）

##### (1) 災害時の個人資産の保全 [総務課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士との協定締結</li> </ul> 【対象地区等】 -	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○土業との協定締結数  1 件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 件 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

（起きてはならない最悪の事態）

#### 5-5) 食料等の安定供給の停滞

（必要な取組）

##### (1) 支援物資物流体制の推進 [総務課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次及び2次物資保管庫の確保</li> </ul> 【対象地区等】 民間企業の倉庫	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○物資保管庫の確保数  0 か所		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 か所 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

- (2) 地籍調査事業の推進（国土調査室） ※取組内容等は 1-3（5）に記載
- (3) 物資備蓄の推進（総務課） ※取組内容等は 2-1（1）に記載
- (4) 物資備蓄の拡大（総務課） ※取組内容等は 2-1（2）に記載
- (5) 生活必需品の個人備蓄等の促進（総務課） ※取組内容等は 2-1（3）に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 5-6) 農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

(必要な取組)

#### (1) 防災重点ため池の安全対策の推進 [農林建設課]

<b>取組</b>	・ ため池については、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修するとともに、低水位管理等の安全対策に加え、ハザードマップ作成等の減災対策を進める。 また、農業利用の見込みのないため池については、廃止の検討を行う。	
	【対象地区等】 町内のため池	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○防災重点ため池 45 か所の改修数 0 か所		・ 1 か所 (R7)
○ため池ハザードマップの作成箇所数 2 か所		・ 10 か所 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	県、町	

#### (2) 農業水利施設の保全 [農林建設課]

<b>取組</b>	・ 農業水利施設の機能保全を計画的に実施する。	
	【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○農業水利施設の機能保全 0 か所		・ 3 か所 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(事前に備えるべき目標)

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(起きてはならない最悪の事態)

### 6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(必要な取組)

#### (1) 電源車派遣及び災害時燃料供給施設の登録 [総務課]

取組	・ 電源車派遣及び災害時燃料供給施設の登録 【対象地区等】 電源車派遣施設・・・指定避難所 災害時燃料供給施設・・・里庄総合文化ホール「フロイデ」	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
○電源車派遣施設の登録及び災害時燃料供給施設の登録箇所数  0 か所	・ 14 か所 (R7)	
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

#### (2) ガソリン、灯油等の確保対策 [総務課]

取組	・ 町内燃料供給事業者との災害時応援協定の締結 【対象地区等】 ガソリンスタンド等	
	<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>	<b>目標</b>
○町内燃料供給事業者との災害時応援協定の締結箇所数  0 か所	・ 3 か所 (R7)	
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(3) 指定避難所への太陽光発電装置の設置 (総務課・教育委員会) ※取組内容等は 4-1 (1) に記載

(4) 災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善 (総務課) ※取組内容等は 4-1 (2) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(必要な取組)

- (1) 基幹管路の計画的耐震化の促進 (上下水道課) ※取組内容等は 2-1 (12) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(必要な取組)

- (1) スtockマネジメント計画の策定及び更新工事の実施 [上下水道課]

<b>取組</b>	・ スtockマネジメント計画の策定 【対象地区等】 下水道供用開始区域	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○Stockマネジメント計画の策定率  0%		・ 100% (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

- (2) 合併処理浄化槽の設置促進 [上下水道課]

<b>取組</b>	・ 合併処理浄化槽の設置促進 【対象地区等】 下水道認可区域以外の区域	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○合併処理浄化槽の設置箇所数 ※ R 2 ~ R 7 で 84 基分の設置整備補助金を交付  8 基		・ 84 基 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

- (3) 下水道施設の耐震化の推進等 (上下水道課) ※取組内容等は 2-6 (3) に記載

- (4) 下水道 BCP の継続的な見直し (上下水道課) ※取組内容等は 3-2 (4) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

#### 6-4) 地域交通ネットワークが長期にわたり分断される事態

(必要な取組)

##### (1) 道路ネットワークの維持管理 [農林建設課]

<b>取組</b>	・ 道路の防災・減災機能を高めるため、落石・崩土危険箇所を解消するとともに、必要に応じて災害時応援協定締結機関に協力を求め、迅速な道路啓開に努める必要がある。	
	【対象地区等】 町内全域	
<b>取組</b>	・ 地域交通ネットワークを構成する国道、県道、町道や農林道等の管理者が連携して、適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。	
	【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○道路法面等の落石・崩土防止等の実施  0 か所		・ 1 か所 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	国、県、町	

(2) 地籍調査事業の推進 (国土調査室) ※取組内容等は 1-3 (5) に記載

(3) 橋梁等の長寿命化 (農林建設課) ※取組内容等は 5-3 (2) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

#### 6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(必要な取組)

##### (1) 災害情報伝達システムの強靱化 (総務課)

<b>取組</b>	・ バックアップ回線の確保	
	【対象地区等】 既存経路以外の回線の確保	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○既存経路以外の回線の確保  0 か所		・ 1 か所 (R7)
<b>関連計画</b>	第4次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(2) 健康福祉センターの耐震化 (総務課、健康福祉課) ※取組内容等は 1-1 (6) に記載

(3) 河川施設の整備 (農林建設課) ※取組内容等は 1-3 (1) に記載

(4) 地籍調査事業の推進 (国土調査室) ※取組内容等は 1-3 (5) に記載

(5) 防災重点ため池の安全対策の推進 (農林建設課) ※取組内容等は 5-6 (1) に記載

(事前に備えるべき目標)

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

#### (1) 初期消火体制の充実 [総務課]

<b>取組</b>	・ 婦人防火クラブによる消火器及び住宅用火災報知器設置の周知 【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○婦人防火クラブによる消火器及び住宅用火災報知器設置の周知回数  1 回		・ 5 回 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	婦人防火クラブ	

#### (2) 消火栓の整備 [上下水道課]

<b>取組</b>	・ 既設の消火栓の更新及び設置箇所の検討及び拡充 【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○消火栓の更新及び新設  2 基		・ 14 基 (R7)
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

(3) 消防力の充実強化 (総務課) ※取組内容等は 1-2 (1) に記載

(4) 地区防災計画の作成促進 (総務課) ※取組内容等は 2-3 (1) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(必要な取組)

- (1) 住宅・建築物の耐震化（ブロック塀等の撤去）（農林建設課） ※取組内容等は 1-1（2）に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-3) ため池・防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

- (1) 健康福祉センターの耐震化（総務課、健康福祉課） ※取組内容等は 1-1（6）に記載  
(2) 防災重点 ため池の安全対策の推進（農林建設課） ※取組内容等は 5-6（1）に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-4) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

(必要な取組)

- (1) 有害物質対策の強化 [総務課・町民課]

取組	・ 防護服の備蓄及び防護服取扱事業者との災害時応援協定締結 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和元年度実績)	目標
	○防護服の備蓄数 0着 災害時応援協定の締結数 0件	・ 備蓄：50着 協定：1件（R7）
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 要管理物・有害物質への対応 [町民課]

<b>取組</b>	・ 業者引取ルートの整備などの対策を講じ、適正処理を推進する 【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○引取ルート数 0ルート		・ 2ルート (R7)
<b>関連計画</b>	里庄町災害廃棄物処理計画	
<b>実施主体</b>	町、指定取引先	

(起きてはならない最悪の事態)

**7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大**

(必要な取組)

(1) 危険木の伐採 [農林建設課]

<b>取組</b>	・ 倒木の可能性がある危険木等の伐採を計画的に行う 【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○現地調査回数	1回/年	・ 1回/年 (R7)
危険木の伐採回数	0回/年	・ 1回/年 (R7)
<b>関連計画</b>	第4次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(2) 有害鳥獣の駆除への補助 [農林建設課]

<b>取組</b>	・ 有害鳥獣の駆除捕獲に対する補助を実施する 【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○イノシシ捕獲頭数	36頭(非狩猟期)	・ 100頭(非狩猟期) (R7)
<b>関連計画</b>	第4次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(3) 有害鳥獣の被害防除補助 [農林建設課]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵の設置に対する補助を実施する</li> </ul> <p>【対象地区等】 町内全域</p>	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
<p>○補助件数</p> <p style="text-align: center;">3 件</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 件 (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

(事前に備えるべき目標)

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態)

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(必要な取組)

#### (1) 災害廃棄物仮置場の選定・確保 [町民課]

<b>取組</b>	・ 一次仮置場の設置(二次仮置場は設置しないことを基本とする) 【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○災害廃棄物仮置場の選定数 ※必要面積 0.3 ha~0.5ha  0 か所		・ 1 か所 (R7)
<b>関連計画</b>	里庄町災害廃棄物処理計画	
<b>実施主体</b>	町、一部事務組合、県	

#### (2) 災害廃棄物の処理 [町民課]

<b>取組</b>	・ 災害廃棄物の分別、中間処理、最終処分、再資源化 【対象地区等】 町内全域	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
○災害廃棄物処理可能量の確保 【目標とする処理量】 可燃物 (焼却) : 1.65t/日 不燃物 (埋立処分) : 1.65t/日 コンクリートがら (資源化) : 4.76t/日 金属 (資源化) : 0.60t/日 柱角材 (資源化) : 0.49t/日  0%		・ 100% (R7)
<b>関連計画</b>	里庄町災害廃棄物処理計画	
<b>実施主体</b>	町、一部事務組合、県	

(起きてはならない最悪の事態)

## 8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(必要な取組)

### (1) 民間事業者等との連携強化 [総務課]

<b>取組</b>	・ 災害時応援協定の締結 【対象地区等】 民間事業者（NPO 等の非営利法人を含む）	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○災害時応援協定の締結件数 24 件		・ 40 件 (R7)
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

### (2) 災害救援専門ボランティアの登録推進、スキルアップ [健康福祉課]

<b>取組</b>	・ 制度の周知及び登録者の養成 【対象地区等】 -	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○ボランティア参加者数 13 人		・ 350 人 (R7)
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町、町社会福祉協議会	

### (3) 災害ボランティアの養成 [健康福祉課]

<b>取組</b>	・ 災害ボランティア養成講座の実施 【対象地区等】 住民	
<b>重要業績指標 現状 (令和元年度実績)</b>		<b>目標</b>
○災害ボランティア養成講座の年間実施回数 1 回/年		・ 1 回/年 (R7)
<b>関連計画</b>	第 4 次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町、町社会福祉協議会	

- (4) 他市町村との連携強化（総務課） ※取組内容等は 3-2（8）に記載
- (5) 災害時の個人資産の保全（総務課） ※取組内容等は 5-4（1）に記載

（起きてはならない最悪の事態）

### 8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（必要な取組）

- (1) 文化財保護のための災害時対策マニュアルの作成 [教育委員会]

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マニュアルの作成、マニュアルの遂行準備</li> </ul> <p>【対象地区等】 里庄町歴史民俗資料館 仁科芳雄博士生家 町指定文化財</p>	
<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>		<b>目 標</b>
<p>○マニュアル作成進捗度</p> <p style="text-align: center;">0%</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100% (R7)</li> </ul>
<b>関連計画</b>	第4次里庄町振興計画	
<b>実施主体</b>	町	

（起きてはならない最悪の事態）

### 8-4) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（必要な取組）

- (1) 河川施設の整備（農林建設課） ※取組内容等は 1-3（1）に記載

(起きてはならない最悪の事態)

### 8-5) 事業用地の確保及び仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(必要な取組)

#### (1) 被災地での仮設住宅等への飲料水供給 [上下水道課]

<b>取組</b>	・ 仮設住宅等への仮設管の設置及び水道水供給 【対象地区等】 仮設住宅等	
	<b>重要業績指標 現 状 (令和元年度実績)</b>	<b>目 標</b>
○給水設備の確保 (ポリエチレンパイプφ20～φ50) 300m	・ 300m (ポリエチレンパイプφ20～φ50) (R7)	
<b>関連計画</b>	-	
<b>実施主体</b>	町	

#### (2) 地籍調査事業の推進 (国土調査室) ※取組内容等は 1-3 (5) に記載